

## 会員規約集

アメリカン・エクスプレスのカード会員規約  
アメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・カード/  
スカイ・トラベラー・プレミア・カード  
メンバーシップ・リワード・プログラム特約



## 規定集

旅行傷害保険補償規定  
キャンセル・プロテクション補償規定  
ショッピング・プロテクション補償規定  
リターン・プロテクション規定  
オーバーシーズ・アシスト規定  
(よくお読みいただき、大切に保管してください。)

# アメリカン・エクスプレスのカード会員規約

会員規約ならびに個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項をよくお読みいただき、それらを契約内容とすることに同意の上で、カードをご利用ください。

## 第1章 一般条項

### 第1条 (カードおよび会員)

1. 「カード」とは、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(日本支社)(以下「当社」といいます。)が発行するカードをいい、次のカードおよびカードの表面に提携金融機関・提携会社などの名称を付したアメリカン・エクスプレスのカードを含みます。

(1) センチュリオン®・カード

(2) プラチナ・カード®

(3) アメリカン・エクスプレス®・ゴールド・カード

(4) アメリカン・エクスプレス®・カード

(5) アメリカン・エクスプレス®・ブルー

(6) アメリカン・エクスプレス®・スカイ・トラベラー・カード

(7) アメリカン・エクスプレス®・スカイ・トラベラー・プレミア・カード

2. 「基本カード会員」とは、本規約を承認の上、当社にカードの申込みまたはこれに準ずる行為をし、当社が入会を認めた個人をいいます。当社は、基本カード会員に対し、1枚または複数のカードを発行し、貸与します。基本カード会員は原則として日本国内に住居を有する者に限ります。基本カード会員が海外に転出した場合には、当社は会員資格の再審査をすることがあります。

3. (1) 「家族カード会員」(本条第1項(1)(2)(5)のカードにおける「追加カード会員」を含むものとし、)とは、基本カード会員がその代理人として指定した者であって、自ら家族カード会員になることに同意し、当社が入会を認めた個人をいいます。

(2) 基本カード会員は、家族カード会員に対し、当社が家族会員用に発行したカード(以下「家族カード」といいます。)を基本カード会員の代理人として使用する権限を与えるものとし、家族カード会員は、基本カード会員の代理人として家族カードを使用するものとし、当該代理権授権の無効・取消し・撤回等は、第17条に定める退会手続が完了した場合を除き、当社に主張できないものとし、

(3) 基本カード会員は、家族カード会員による家族カードの使用状況等を管理するものとし、家族カード会員による家族カード使用により発生する債務その他家族カードに関して発生する一切の債務の責任を負うものとし、また、家族カード会員は、当社が家族カードの使用状況等を基本カード会員に対し通知するこ

とを承諾するものとします。

(4) 基本カード会員は、家族カード会員に対し本規約を遵守させるものとし、家族カード会員が本規約に違反した場合には、当社に対して一切の責任を負うものとし、

4. 「会員」とは「基本カード会員」および「家族カード会員」をいいます。会員と当社との間の契約は、当社が入会を認めた時に成立します。

5. 「カード利用代金等」とは、カードを利用して行った商品もしくは権利(以下「商品等」という。)の購入または役務の提供等を受けることに係る代金、通信販売に係る金額、年会費その他の料金または手数料およびこれらに課せられる消費税をいいます。

### 第2条 (カードの貸与および利用)

1. カードは、当社が発行し基本カード会員に貸与するもので、当社が所有権を有します。カードの表面または裏面には会員氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード等(以下「カード情報」といいます。)が印字または刻印されます。会員は、カードの貸与を受けたときは直ちにカード裏面の所定の欄に自署するものとし、

2. 会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を管理、使用するものとし、カードは、カード表面にその氏名が印字または刻印されカード裏面に署名した会員本人だけが利用できるものとし、他人に貸与、譲渡または質入れしてはならず、その他当社の所有権を侵害することはできません。また、会員は、カード情報を他人に使用させることはできません。

3. 会員は、カードの表面もしくは裏面に刻印されているカード有効期間の終了後、会員資格が一時停止されている期間、会員が退会した後、または会員資格が取り消されもしくはカードが無効とされた後は、カードを利用することはできません。

4. 当社は、第18条に基づく会員資格の一時停止および取消しのほか、当社が指定する国または地域におけるカードの利用をいつでも中止または停止することができます。

### 第3条 (暗証番号)

1. 会員は、カード利用に必要な暗証番号を、当社に登録するものとし、会員からの登録がない場合、または、会員が登録した暗証番号について当社が不適切と判断した場合は、当社が暗証番号を登録し通知することがあります。会員の暗証番号の登録、指定および利用に関しては、当社所定の手続に従っていただきます。会員は、暗証番号を登録するに際し、生年月日、電話番号等、第三者が容易に推測できる番号は使用しないものとし、

2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理する責任があります。会員は、暗証番号を他人に開示等してはならず、また、暗証番号を他人に使用させることはできません。
3. 会員は、別途当社が定める手続に従い、暗証番号を変更することができます。ただし、ICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続が必要となります。

#### 第4条（カードの機能および付帯サービス・特典）

1. 会員は、カードの有効期間中、本規約の規定その他当社が定める方法および条件に従いカードまたはカード情報を使用することにより、本規約第2章（ショッピング条項）に定める機能およびその他当社が設定する機能を利用することができます。
2. 会員は、当社または提携会社が提供するカード付帯サービス・特典を、当社が別途定めるところに従い、利用することができます。ただし、会員は、退会し、または、その会員資格が取り消された場合には、付帯サービス・特典を利用する権利（既に取得した付帯サービス・特典に基づく権利行使を含む。）を失います。
3. 当社は、必要と認めた場合には、前項の付帯サービス・特典の内容の変更、または、提供の一部もしくは全部の中止をすることができるものとします。

#### 第5条（年会費等）

1. 会員は、保有する各カードにつき、当社所定の年会費を当社にお支払いいただきます。当社の責に帰すべき事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、一旦お支払いいただいた年会費は返還いたしません。
2. 会員はカードの入会に当たり、当社所定の入会金を当社にお支払いいただく場合があります。一旦お支払いいただいた入会金は、退会または会員資格の取消しその他理由の如何を問わず返還いたしません。

#### 第6条（カードの紛失・盗難、偽造等）

1. カードの紛失、盗難、カード情報の漏えい等により他人にカードを不正使用された場合、または発行時・更新時等これを通常受け取るべき時に届かないことに気づいた場合には、会員は、直ちに最寄りの当社の営業所（海外においてはアメリカン・エクスプレスの営業所）にその旨を届け出るものとします。この場合には、会員は、最寄りの警察署に紛失届・被害届等を提出した上、その警察署より交付される届出の受理を証明する文書または受理番号その他警察署への申告等を行ったことを示す書類として当社が認めるものを当社に提出するものとします。この他、会員は、不正使用者の発見および損害の防止軽減に必要な努

力をし、当社または当社の契約する保険会社の指示に従って必要な手続を行い、その調査に協力するものとします。

2. 基本カード会員は、カードおよびカード情報の管理責任が会員にあることを踏まえ、承諾したと否とにかかわらず会員本人以外の者によるカードの利用またはカード情報の使用（本条において「不正使用」といいます。）が会員本人による使用とみなされて処理されることをあらかじめ承諾し、不正使用から生じたカード利用代金等をすべて支払うものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、カードの紛失、盗難またはカード情報の漏えい等などについて本条第1項の届出がなされた場合においては、その届出を当社が受け取った日から遡って60日目以降に生じたカードの不正使用については、基本カード会員は、支払責任を負わず、既に支払った不正使用によるカード利用代金等相当額は当社が補てんするものとします。ただし、次の場合はこの限りでないものとします。
  - (1) 会員の故意または重大な過失に起因する場合。
  - (2) 会員の家族、同居人もしくは留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者がカードを紛失し、これを不正使用もしくは窃取した場合、またはこれらの者がカードの紛失、不正使用もしくは盗難に関与した場合。
  - (3) 会員が第2条第2項に違反して他人にカードを利用させ、もしくは他人にカード情報を使用させた場合、または、会員のカードもしくはカード情報の管理状況等に第2条第2項に違反する過失があった場合。
  - (4) その他会員による本規約に違反する行為に起因して不正使用が生じた場合。
  - (5) 会員が当社もしくは保険会社の行う被害状況調査等に協力しない場合、または当社もしくは保険会社が必要と判断する書類を提出しない場合。
  - (6) カード利用に際し、会員の暗証番号が使用された場合（ただし、会員の暗証番号の管理状況等を踏まえて、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合を除きます。）。
  - (7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する場合。
4. 偽造カードの使用に係る債務については、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失がない場合には、基本カード会員は、支払の責を負わないものとします。なお、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの使用に係る債務については基本カード会員が支払の責を負うものとします。

## 第7条（届出事項の変更）

1. 会員は、その住所、氏名、Eメールアドレス等の連絡先、勤務先、職業、カード利用代金等の指定支払口座または支払方法その他当社に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに当社に届け出ていただきます。
2. 前項の届出がなかった場合においては、このために当社からの送付物その他の通知の到着が遅れ、またはこれらが到達しなくても、当社は、会員宛てに通常到達すべきときに届いているものとみなします。ただし、前項の届出を怠ったことにつき、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

## 第8条（カードの更新・再発行）

1. 会員から更新カードの発行を希望しない旨の通知がない場合において、当社が引き続き会員として適格と認めるときには、カード表面または裏面記載の有効期間が満了するまでに更新カードを発行します。
2. 会員は、カードの紛失・盗難、破損等の場合は、当社が別途定める手続に従い当社にカードの再発行を申し込み、当社が認めた場合に再発行を受けることができます。また、当社は、カード情報の管理等の業務上の必要が生じた場合は、会員番号の変更および会員に貸与するカードの再発行ができるものとします。なお、カードが再発行される場合には、カード番号・有効期間が変更されます。また、基本カード会員および家族カード会員に貸与されたカードのうち一枚につきカード番号の変更・再発行がされる場合、他のカードについてもカード番号の変更・再発行がされることがあります。

## 第2章 ショッピング条項

### 第9条（加盟店でのカードの利用）

1. 会員は、カードを利用して、当社、当社の関連会社、または提携会社が指定する国内外のアメリカン・エクスプレス・カード取扱加盟店（以下「加盟店」といいます。）で商品等の購入、役務の提供等を受けることができます。会員は、加盟店でカードを提示して使用する際、加盟店の指示に従い、カード利用代金等の明細を記載した売上票にカード裏面の署名と同じ署名をし、もしくは、加盟店の端末機に暗証番号を入力し、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うものとします。ただし、会員がカード利用の意思を明確にして行う次の各号の取引等については、会員の署名または暗証番号の入力のない売上票を当社または加盟店において作成する場合があります。
  - (1) 電話、郵便、インターネット等を通じて行う通信販売等の取引。

(2) 当社と加盟店との取決めにより、売上票への会員の署名を省略する取引。

(3) その他当社が随時定め、会員に告知する取引。

2. 会員は、当社が適当と認めた場合には、カード番号・有効期限等を加盟店に事前に登録することにより、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金等の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は、カード番号・有効期間等が変更されもしくは退会・会員資格取消し等によりカードが無効となったときには、その旨を加盟店に通知の上、決済手段の変更手続を行うものとします。会員がカード無効情報の通知手続を怠った場合には、退会・会員資格取消し等によりカードが無効となった後であっても登録されたカードによって決済がなされる場合があり、会員はその利用代金等の支払の責を負うものとします。なお、会員は、当社から一部の加盟店（その決済代行機関等を含む。）に対して、会員に代わり、カード番号・有効期限の変更およびカードの無効情報を通知する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
3. カードは、会員が個人的に消費するための商品等の購入または役務の提供等を受けることの決済に通常利用するものであって、転売または換金目的で利用することはできません。この他、過去の商品等の購入または役務の提供等に係る債務の精算にカードを利用することはできません。
4. カードによる物品等の購入またはサービスの提供の受領を取り消す場合は、当社所定の手続によるものとします。また、その払戻しは当社を通じてこれを行い、現金等での払戻しはいたしません。
5. 会員によるカード利用には、原則として、当社（当社が業務委託する者を含みます。本項において同じ。）の承認が必要となり、加盟店は、当社に対して取引内容や利用金額等の情報提供をした上で利用承認に関する照会を行います。また、会員は、(1) 第三者によるカードの不正利用を防止する目的等のため、当社が利用承認を保留することがあること、および(2) 会員本人の利用であることを確認するため、会員に対して直接、電話、Eメール、SMS等の方法により連絡をして、本人確認・利用確認の手続等することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。
6. 会員は、当社または当社の加盟店業務委託先と加盟店との間の加盟店契約の内容に従い、加盟店でのカード利用による取引の結果発生した加盟店の会員に対する債権を、(1) 当該加盟店から直接または第三者を経由して当社に対して譲渡されること、または、(2) 会員からの委託に基づいて当社が立替払いをすることについて、あらかじめ承諾します。また、会員は、上記(1)の譲渡に際し、加盟店に有する一切の抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、無

効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他抗弁を含むがこれらに限られません。ただし、「ペイフレックス特約」第7条および「ボーナス一括払い・分割払い特約」第7条の支払停止の抗弁を除きます。)を主張しないことを、あらかじめ承諾するものとします。

## 第10条 (カードにより加入する保険)

1. カードを利用して保険(当社を代理店とするもの。共済を含む。以下同じ。)に加入する場合、会員は、当社が会員のために期日に保険会社に対して保険料の支払をすることを了承するとともに、別段の合意あるときを除いて第13条に定めるところに従って当社への支払をするものとします。
2. カードにより加入した保険の継続を中止しようとするときは、会員はその旨文書により当社またはその保険の引受保険会社に申し出るものとします。
3. カードが退会その他により失効した場合または第13条に定めるところに従って当社への支払が行われない場合には、当社は保険会社に対する保険料の支払を中止することができるものとし、保険料の支払が中止されたときはその保険は解約扱いとなります。この場合、継続可能な保険について会員が継続を希望するときは、継続に必要な手続は会員において直接保険会社との間でとっていただきます。
4. 会員は各保険加入申込みの条件に定める諸条項および本規約の諸条項に拘束されるものとします。
5. 当社は保険業法その他関連法令を遵守し、会員の代理人または受託者としてではなく、保険会社・共済の代理人として、会員向けの保険会社・保険商品・共済を選定しております。保険会社・共済から当社に対して、保険会社・共済の定める料率に基づき代理店手数料・代理所手数料が支払われます。また、一部の保険商品については、国外の当社の関連会社が再保険を引き受け、再保険収益を得る場合もあります。会員向けの保険商品・共済の選定にあたっては、このような保険会社・共済との間の取り決めを考慮する場合があります。かかる保険商品・共済への加入は任意です。

## 第11条 (加盟店との紛議)

1. 当社は、カードの利用拒絶等の加盟店の措置または加盟店が引き渡しもしくは提供する商品等もしくはサービスが会員と加盟店との間の契約の内容に適合しない場合であっても、その不適合について責任を負いません。会員がカードにより購入したまたは提供を受けた商品等またはサービスに関する紛議は、会員と加盟店との間で解決するものとします。紛議の解決の有無にかかわらず、会員

は、当社に対してそのカード利用代金等の支払の責任を負います。

2. 会員は、加盟店に対し、見本、カタログ等により購入した商品等または提供を受けたサービス等に関し、引き渡された商品等またはサービスが見本、カタログ等と相違している場合には、会員と加盟店との契約に基づいて、商品の交換またはサービスの再提供を申し出るか、または当該売買契約の解除もしくはサービス提供契約の解除ができるものとします。

## 第12条 (カード利用代金等の支払区分およびカードの利用可能枠)

1. 加盟店でのカード利用代金等の支払区分は、1回払いとします。ただし、特約の適用がある場合はその限りではありません。
2. カードの利用可能枠は、お申込みの内容、ご利用実績その他の事情に応じ当社が審査、決定した額とし、その時々状況に応じ変動します。
3. 会員は、前項の利用可能枠を超える利用についても当然にその支払の責を負うものとします。

## 第3章 カード利用代金等の支払

### 第13条 (カード利用代金等の支払)

1. 基本カード会員は、本人および家族カード会員の各カードについて生じた一切のカード利用代金等についてその支払の責を負うものとします。
2. 当社は、カード利用代金等を別途定める毎月の所定日に締め切り、各基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を送付し、または別途合意するところに従い電磁的方法により交付します。この『ご利用代金明細書』には、家族カードに関して生じたすべてのカード利用代金等も含むものとします。当社は、会員がこの『ご利用代金明細書』を受け取ってから、2週間以内に会員からの申出がない限り、この『ご利用代金明細書』の内容について承認いただいたものとみなします。
3. 基本カード会員は、カード利用代金等を、その『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日(ただし、同日が金融機関の休日の場合は翌営業日とします。)に、基本カード会員指定の支払口座からの自動振替の方法により支払うものとします。なお、当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基づき、指定日以降再度全額または一部を自動振替することができるものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、基本カード会員は、あらかじめ当社の同意を得た場合のみ、この支払方法を当社の指定する銀行口座への振込による方法に代えることができ、

この場合には、『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日を支払期日とします。基本カード会員は、当社指定の口座への振込みの方法により支払を行う場合には、支払期日の当社または金融機関所定の時刻までに振込みを完了するものとし、振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に原則として翌営業日の支払として取り扱われることに異議がないものとします。

5. 基本カード会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。

#### 第 14 条（外貨建てのカード利用代金等の円換算等）

1. カード利用代金等が外貨建てで生じた場合には、American Express Exposure Management Ltd（以下「AEEML」）が日本円に換算します。この換算は、アメリカン・エクスプレスにおけるカード利用代金等の処理日に行われ、当該カード利用代金等のアメリカン・エクスプレスへの提出時期により実際のカード利用日と異なることがあります。
2. 前項の円換算に際しては、カード利用代金等が米ドル以外の外貨建てで生じた場合には、米ドルを介しての円換算、すなわちカード利用代金等を一旦米ドルに換算後これを円換算します。また、カード利用代金等が米ドル建てで生じた場合には、直接円換算します。法令により特定の換算レートの適用が義務付けられている場合、または協定もしくは現地の慣例により当該カード利用代金等に関して特定の換算レートが使用される場合を除き、AEEMLによる円換算に際しては、AEEMLが日本国外で所有し管理するアメリカン・エクスプレス財務システムを利用し、換算日の前営業日における主要な外国為替相場情報から選択した銀行間レートを基に、2%の外貨取扱手数料を加えた（ただし、米ドルを介しての円換算の場合、当該手数料が重複して課せられることはありません。）換算レートを使用するものとし、会員はこれに理解・同意するものとします。この外貨取扱手数料はAmerican Express Travel Related Services Company, Inc. もしくはその関連会社の収益となります。なお、カード利用代金等がアメリカン・エクスプレスに提出される前に第三者により換算される場合、適用される換算レートは当該第三者が決定するものとします。
3. ①外貨建てのカード利用が取り消された場合の取消されるべき金額の円換算、および②付加価値税の還付金の円換算は、当該カード利用の取消処理がアメリカン・エクスプレスで行われる処理日を換算日として、前2項の規定に

準じるものとします。

4. 前3項の規定にかかわらず、一部の海外加盟店でのカード利用に際して、加盟店から外貨建ての利用金額とともに、加盟店が独自に定めるレートにより換算した円建ての利用金額の提示がある場合において、会員が円建ての利用金額によることを選択したときは、当該円建て金額をカード利用代金等として請求します。なお、かかる場合において、会員が当該カード利用を取り消した場合、取消金額は外貨建てで生じることがあり、その場合取り消すべき金額の円換算は前3項に従います。

#### 第 15 条（遅延損害金その他カード利用代金等の支払の過不足の処理）

1. 会員が、第13条第3項および第4項に規定する支払期日にお支払いいただけなかった場合は、お支払いいただくべき金額に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、または本規約に基づき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額に対し期限の利益喪失の日から完済に至るまで、実質年率14.6%の遅延損害金を年365日（うるう年は366日）の日割計算で請求させていただきます。
2. 会員が本規約に基づく支払を怠り、当社の催告に応じないときは、会員は、当社をとる措置に服するものとし、当社が法的手続に要した一切の費用（弁護士費用を含むもの）とします。）を負担していただきます。
3. お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りない場合、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても、会員は、異議のないものといたします。加盟店でのカード利用が取り消された場合およびその他の場合の調整金額についても同様とします。ただし、ペイフレックス特約第7条に基づく支払停止の抗弁に係る充当については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。
4. 当社は、会員の加盟店でのカード利用の取消しその他原因の如何を問わずカードについて過払い状態が生じた場合、当該差額につき基本カード会員の当社に対する期限到来前または将来発生する債務に充当することができるものとします。ただし、基本カード会員から振込返金の依頼があった場合は、当社はそれに従うものとします。

## 第 4 章 その他

#### 第 16 条（期限の利益の喪失）

1. 基本カード会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、この規約に定める支払期限にかかわらず、当社からの通知・催告なしに当然に期限の利益を失い、直ちに未払債務の全額（全ての支払区分に係るカード利用代金等を含

む。)を支払うものとします。

- (1) 支払期日にカード利用代金等の支払を一回でも遅延した場合。ただし、特約に基づくペイフレックス利用代金の弁済金の支払、ボーナス一括払いの支払または分割払いの分割支払金の支払を遅滞した場合を除く。
  - (2) 特約に基づくペイフレックス利用代金の弁済金の支払、ボーナス一括払いの支払または分割払いの分割支払金の支払を遅滞した場合であって、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。特約に基づいてペイフレックス、ボーナス一括払いまたは分割払いを利用して購入した商品等について、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をした場合。
  - (3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになった場合、または一般の支払を停止した場合。
  - (4) 差押、仮差押、仮処分の上申立てまたは滞納処分を受けた場合。
  - (5) 会員または会員の経営する会社が破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更正その他裁判上の倒産処理手続の上申立てを受けた場合、または自らこれらの上申立てをした場合。
  - (6) 会員が第22条第1項各号のいずれかに該当した場合または同条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、もしくは同条の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合。
2. 基本カード会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社からの請求により期限の利益を失い、直ちに未払債務の全額を支払うものとします。
    - (1) 本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。
    - (2) 基本カード会員について、相続が開始された場合。
    - (3) 会員が当社の発行するカードを複数所持している場合において、その1枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合。
    - (4) 第18条第1項に基づく会員資格の取消しがあった場合、その他、会員の信用状態が著しく悪化した場合。

## 第 17 条（退会）

1. 基本カード会員が退会しようとするときは、当社にその届出をするとともに、そのカードを半分に切断して、切断したカードを破棄するか、当社に返却するものとします。また、切断できない場合には当社の指示に従うものとします。家族カードを発行している場合には、家族カード会員も同時に退会となりますので、基本カード会員より家族カード会員に対して退会した旨を通知するとともに家族

カード会員のカードも半分に切断して直ちに破棄または当社に返却し、当社に対する支払債務の全額を直ちに支払いただきます。ただし、当社が認める場合は、この規約に定める支払方法によることができるものとします。

2. 基本カード会員が家族カード会員のみの退会の届出を当社に行う場合は、そのカードの破棄または返却を前項に従って行っていただきます。
3. 基本カード会員は、当社に退会の届出をした後も、そのカードおよび家族カード会員のカードに関して生じた一切のカード利用代金等についてその支払の責を負うものとします。

## 第 18 条（会員資格の一時停止および取消し）

1. 当社は、次の各号に1つでも該当した場合には、あらかじめ通知することなく、いつでも会員のカード利用の一時停止を含む利用制限または会員資格の取消しをすることができるものとします。この場合、家族カード会員は、基本カード会員に対する当社の措置に従うものとします。当社が本条項に基づく措置をとったことにより、会員にいかなる損害、費用が発生しても、当社は一切責任を負わないものとします。
  - (1) 入会申込書記載事項その他、会員が当社に申し出た事項に虚偽の内容があった場合。
  - (2) 会員が本規約の条項その他当社との合意事項に違反した場合、または違反するおそれがある場合。
  - (3) 会員が当社に対する債務の履行を怠った場合(ただし、ペイフレックス利用代金の弁済金の支払、ボーナス一括払いの支払または分割払いの分割支払金の支払を遅滞した場合にあっては、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき)。
  - (4) 会員の信用状態が悪化したと当社が認めた場合。
  - (5) 会員が第22条第1項各号のいずれかに該当した場合または同条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、もしくは同条の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合。
  - (6) 会員が当社から複数のカードを貸与されている場合で、他のカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。
  - (7) 入会后相当期間内に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。))に基づく取引時確認が完了しない場合。
  - (8) 当社が貸与するカードがマネーロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがある場合。
  - (9) 会員の所在が不明となった場合。

(10)その他、会員のカード利用またはその利用目的等が適当でないと当社が認めた場合。現金を取得することを目的として、カードが利用されたと当社が認めた場合を含む。

(11)第13条第3項に定める自動振替による支払いのために必要な決済口座の設定手続きが完了していない場合。

2. 当社は、会員資格が取り消された会員の氏名および会員番号を無効番号通知書に掲載し、加盟店に通知することができます。会員資格を取り消された会員は、直ちにカードを半分に切断の上破棄するか、または当社に返却するものとします。

## 第19条（適用法規・合意管轄裁判所）

1. カードの発行または使用に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。

2. 会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地、または当社の日本における営業所、各支店を管轄する簡易裁判所、または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

## 第20条（本規約の改定）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約の変更の効力発生時期を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、当社のウェブサイトへ掲載するほか、必要があるときは基本カード会員に通知する方法その他の相当な方法により周知することによって、本規約を改定することができます。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、当社のウェブサイトへの掲載等を行うものとします。

(1)改定の内容が会員の一般の利益に適合するとき

(2)改定の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、改定の必要性、改定後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社のウェブページに掲載する方法により基本カード会員に周知した上で（必要があるときには、これに加え基本カード会員に通知する方法その他相当な方法での周知を行うこととします。）、本規約を変更することができるものとします。この場合、会員がかかる周知の後に行うカード使用をもって、変更に対する承諾の意思表示とし、当該意思表示をもって当該会員に対し変更後の本規約が適用されるものとします。

## 第21条（債権譲渡、契約上の地位の譲渡および提携カード発行の終了）

1. 当社は、いつでも、会員に対して事前の通知をすることな

く、この規約に基づく債権および契約上の地位を譲渡することができます。

2. 当社は、金融機関等の提携会社と提携またはこれに準じる関係の下で発行するカードに関して、当該提携関係等が終了した場合、会員に対して事前に通知した上で、基本カード会員と当社との間の当該提携カードに係る本規約に基づく取引を終了することができるものとします。

## 第22条（反社会的勢力でないことの表明・確約）

1. 会員は、会員が、現在かつ将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

(1)暴力団

(2)暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(3)暴力団準構成員

(4)暴力団関係企業

(5)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

(6)前各号の共生者

(7)テロリスト等（疑いがある場合を含む）

(8)その他前各号に準ずると当社が認めた者

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の号のいずれの行為も行わないことを確約します。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

## 第23条（犯罪収益移転防止法等に基づく対応）

1. 会員は、当社が犯罪収益移転防止法および同法に関連するガイドライン等に基づき行う、会員に関する情報や具体的な取引の内容等の確認に関して、以下の事項に異議なく同意します。

(1)当社から運転免許証その他の資料またはその写しの提示または提出を求められたときは、これに協力すること（当社から追加資料の提示または提出を求められた場合を含みます。）

(2)当社からカード利用の取引目的その他の取引内容等の確認を求められたときは、これに協力すること

(3)前各号の場合について、当社から提示、提出または回答の期限の指定を受けたときは、正当な理由のない限り、期限内の対応を行うこと

(4)前各号の確認に対する会員の回答、具体的な取引の内



容、会員の説明およびその他の事情を考慮して、当社がマネーローダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、カード利用の全部または一部が制限または停止されることがあること

2. 会員は、外国の重要な公的地位を現在もしくは過去に有する者またはその家族(犯罪収益移転防止法施行令第12条第3項各号に掲げる者であって、以下「外国PEPs」といいます。)に該当する場合(入会後に該当することとなった場合を含みます。)は、その旨およびその国名と職名を直ちに当社へ届け出るものとします。
3. 会員は、外国為替および外国貿易管理に関する法令等により一定の手続が必要な場合、当社の要求に応じこの手続を行うものとし、または日本国外でのカード利用の全部または一部の制限または停止に応じるものとします。

<お問い合わせ・ご相談窓口>

\*商品等のご購入契約についてのお問い合わせ・ご相談は、カードをご利用になった加盟店にご連絡ください。

\*カード利用代金等のお支払についてのお問い合わせ・ご相談は、下記の各メンバーシップ・サービス・センターまたはカード裏面に記載のアメリカン・エクスプレスの連絡先までご連絡ください。

\*アメリカン・エクスプレスのホームページアドレス:

<https://www.americanexpress.co.jp>

「メンバーシップ・サービス・センター」

各メンバーシップ・サービス・センターの名称と電話番号は以下の通りです。

アメリカン・エクスプレス・ゴールド・カード会員およびアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カード会員:

電話:0120-010120

アメリカン・エクスプレス・カード会員およびアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・カード会員:

電話0120-020120

アメリカン・エクスプレス・ブルー会員:

電話03-6625-9100

「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」

電話:0120-070979

〒105-6920 東京都港区虎ノ門4丁目1番1号

アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(日本支社)

(2020年11月16日改定)

## ペイフレックス特約

### 第1条 (総則)

1. 本特約はアメリカン・エクスプレスのカード会員規約(以下「会員規約」といいます)の一部を構成し、カード利用代金等の支払区分に関する特約を定めるものです。この特約に定める事項以外は、会員規約が適用されるものとします。
2. 本特約は、次条に定めるペイフレックス登録をされた会員がペイフレックスを利用したときに、会員により承諾されたものとみなされます。

### 第2条 (ペイフレックス登録)

1. アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(日本支社)(以下「当社」といいます)が発行するカードのうち当社が指定するカードの基本カード会員は、(1)当社に対して所定の方法で申込みをし、当社が審査の上サービスの利用を認めその旨の利用登録をした場合、または、(2)あらかじめ当社が審査の上サービスの利用を認めその旨の利用登録をした場合(ただし、当社は、基本カード会員からかかるサービスの利用を希望しない旨の申し出があった場合、利用登録を解除するものとします)、(以下(1)(2)あわせて「ペイフレックス登録」といいます)、本特約および会員規約に従い、ペイフレックスを利用できるものとします。会員が当社の発行する複数のカードを貸与されている場合、ペイフレックス登録はカードを特定した上で行います。
2. 当社は、必要があると認める場合(カードの再発行等によりカード番号の変更が生じた場合を含む)には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のペイフレックス登録を解除し、またはペイフレックスの利用を一時停止することができるものとします。
3. ペイフレックス登録は、原則として日本国内に住居を有する会員に限り認められます。また、支払方法として会員指定の支払口座からの自動振替の方法をとっている場合に限り認められます。会員が、これらの条件を満たさなくなった場合、ペイフレックスの登録および利用については当社の指示に従うものとします。
4. 会員は、いつでもペイフレックス登録を解除できますが、その場合には、当社からの請求に基づき、ペイフレックス利用代金の未決済残高を一括でお支払いいただきます。

### 第3条 (ペイフレックスの利用)

1. ペイフレックスには、次の二つの方式があり、基本カード会員が事前に選択し登録したいいずれか一方の方式のみを利用できるものとします。なお、あらかじめ当社がいずれ

かの方式を指定して登録しておく場合があります。基本カード会員は、当社が認めた場合、当社所定の手続により、もう一方の方式に登録を変更することができますが、従来の登録に基づき変更前になされたペイフレックスの利用に影響しません。なお、ペイフレックス登録後においては、当社は基本カード会員のEメールアドレス宛てに、当社が必要と認めた場合、締切日等重要事項について通知します。

#### (1)ペイフレックス(自動リボ変更方式)

会員規約第12条に規定する1回払いの支払区分でなされた会員の加盟店での各カード利用(ただし、加盟店の種類、利用内容の性質等により当社が対象外とするものを除く。次号において同じ。)につき、その金額(カード利用代金等が外貨建てで生じた場合には、会員規約第14条に基づく円換算金額とします。)があらかじめ基本カード会員が所定の方法で設定した金額(以下「ペイフレックス設定金額」といいます。)を超える場合には、当該利用についてリボルビング払いの指定があったものとして取り扱う方式をいいます。ただし、ペイフレックス設定金額を超えるカード利用であっても、その利用金額が単独で、または、ペイフレックス利用代金の未決済残高があるときにあっては当該未決済残高と合算した金額が、次条に規定するリボルビング払い利用可能枠を超える場合は、当該カード利用はペイフレックスの対象とはなりません。

(2)ペイフレックスあとリボ(利用後にリボ変更を指定する方式)  
会員規約第12条に規定する1回払いの支払区分でなされた会員の加盟店での各カード利用につき、基本カード会員が、当社が定める毎月の変更締切日までに所定の方法で支払区分変更の申出を行い、当社が適当と認めた場合に、リボルビング払いの指定があったものとして取り扱う方式をいいます。

### 第4条 (リボルビング払い利用可能枠)

1. 当社は、ペイフレックス登録に際して、基本カード会員ごとにリボルビング払い利用可能枠を設定し、対象カードを特定の上、所定の方法で基本カード会員に対し通知します。
2. 当社は会員のカード利用状況や信用状況等を勘案し必要と認める場合には、特段の通知をせず随時リボルビング払い利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、当社は、基本カード会員から増額を希望しない旨の申出があった場合は、従前の利用可能枠に戻すものとします。
3. リボルビング払い利用可能枠は、基本カード会員および家族カード会員のペイフレックス利用代金の未決済残高

について適用され、会員は、リボルビング払い利用可能枠を超えない範囲内でペイフレックスを利用できるものとします。なお、リボルビング払い利用可能枠超過の判断は、当社のシステム上で行うものとし、ペイフレックス利用代金の支払があった場合でも、金融機関からの情報が当社のシステムに反映されるまでの間は、未決済と取り扱われることがあります。

4. 本条に基づくリボルビング払い利用可能枠に加え、当社が別に定めるボーナス一括払い・分割払い特約に基づくボーナス一括払い・分割払い利用可能枠の設定がされる場合、その総計は割賦販売法に定める上限を超えないものとします。また、会員が複数のカードを貸与されている場合において複数のカードにそれぞれ利用可能枠が設定される場合も同様とします。

### 第5条 (ペイフレックス利用代金の支払)

1. ペイフレックス利用代金とは、ペイフレックスの適用に基づきリボルビング払いとして扱われるカード利用代金等を言います。基本カード会員は、毎月の締切日におけるペイフレックス利用代金の未決済残高に応じて、次条に定める手数料と元本との合計額として、別表(1)の弁済額表の中から当社があらかじめ指定し、基本カード会員に対して通知した方法に基づく弁済金(ただし、締切日の残高と手数料との合計額が弁済金に満たない時はその合計額)を支払うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、毎月の締切日において、ペイフレックス利用代金の未決済合計額が、リボルビング払い利用可能枠を超過した場合、会員はその超える金額を、当社からの請求に基づき、前項の弁済金と合わせて、一括払いにより支払っていただくものとします。
3. 基本カード会員は、毎月の『ご利用代金明細書』を受領後、当社が定める一定期間内に、別途定める方法に従い当社に申し出ることにより、当月のペイフレックスにかかる弁済金を増額することができます。また、会員は、別途定める方法に従い、ペイフレックス利用代金に係る債務の全部または一部を随時支払うことができます。ただし、この場合、会員規約第15条第3項の定めるところに従い、お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法により、ペイフレックス利用代金に係る債務に優先して、他の債務に充当しても、会員は異議のないものといたします。加盟店でのカード利用が取り消された場合およびその他の場合の調整金額についても同様とします。
4. 基本カード会員は、本条の金額を、会員規約第13条に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものと

します。

## 第6条（ペイフレックスに係る手数料）

1. ペイフレックス利用代金については、各明細書作成対象期間（前月の明細書作成対象日の翌日から当月の明細書作成日までの期間）の各日の未決済残高に対して当社が別途定め基本カード会員に通知する実質年率による手数料を年365日（うるう年の場合は366日）の日割計算でお支払いいただきます。ただし、各々の利用につき利用日から起算して最初に到来する明細書作成日までの期間については、手数料計算の対象となりません。
2. ペイフレックス利用代金に対する手数料、毎月の弁済金の具体的算定例は別表(2)のとおりです。
3. 当社は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、随時会員に通知することによって、当該手数料率を変更することができるものとします。変更後の手数料率は、別段の定めがない限り、変更日におけるペイフレックス利用代金の未決済残高および以降の未決済残高に対し適用されるものとします。

## 第7条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、ペイフレックスを利用して購入した商品等について次の事由が存するときは、会員規約第11条第1項にかかわらず、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、カード利用代金等の支払を停止することができるものとします。
  - (1) 商品等の引渡しや移転、または役務の提供がなされていないこと。
  - (2) 商品等に破損、汚損、故障その他の瑕疵（欠陥）があること。
  - (3) その他商品等の販売または役務の提供に関して、加盟店に対して生じている抗弁事由があること。
2. 当社は、会員が前項の支払の停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所定の手続を取るものとします。
3. 会員は、前項の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、本条第2項の申出をするときは、速やかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと。）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
5. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。
  - (1) カード利用が割賦販売法の適用を受けないとき。

- (2) 第1号に該当しない場合であって、売買契約が会員にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に係るものを除く。）であるとき、海外加盟店においてカードを利用したとき等カード利用が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。
  - (3) 1回のペイフレックス利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。
  - (4) 会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
  - (5) 本条第1項各号の事由が会員の責めに帰すべきとき。
6. 当社がカード利用代金等の残高から本条第1項に基づく支払の停止に係る代金に相当する額を控除して請求したときは、会員は控除後のカード利用代金等の支払を継続するものとします。

<別表>

### (1) ペイフレックスにおける残高スライド弁済額表

毎月の締切日におけるペイフレックスのりボルピング未決済残高(円)	①	②
	弁済金(円)	弁済金(円)
100,000以下	3,000	7,000
100,001以上、200,000以下	6,000	14,000
200,001以上、300,000以下	9,000	21,000
以降1,500,000円までは同様に残高10万円迄増加ごとに	3,000円加算	7,000円加算
1,500,001以上、1,800,000以下	60,000	135,000
1,800,001以上、2,100,000以下	75,000	165,000
2,100,001以上、2,400,000以下	90,000	195,000
2,400,001以上、2,700,000以下	105,000	225,000
2,700,001以上、3,000,000以下	120,000	255,000

\*②については新規の提供を中止しています。

\*弁済金は元本返済額および手数料金額の合算です。

- (2) ペイフレックス利用代金およびこれに対する手数料、毎月の弁済金の具体的算定例は次のとおりです。

手数料率を14.9%、会員規約第13条第3項の支払期日を毎月10日、利用残高100,000円に対応する弁済金を3,000円、会員規約第13条第2項の毎月の締め日を毎月20日とします。また、A月20日のペイフレックス利用代金の未決済残高を100,000円とし、A月21日から翌B月20日までの間には、新たなカード利用はなかったものとします。なお、この間B月10日に弁済金3,000円(A月20日までの手数料を449円とし、弁済金にはこれが含まれています)が決済されたとします。

A月21日からB月20日までの各日の残高、その間の手数料、

次回請求される弁済金は次のようになります。

未決済残高 A月21日からB月9日までの19日間:100,000円  
B月10日からB月20日までの11日間:97,449円  
手数料 (100,000円 × 14.9% × 19日 ÷ 365日) +  
(97,449円 × 14.9% × 11日 ÷ 365日) = 1,213円  
弁済金 3,000円  
元本充当分 3,000円 - 1,213円 = 1,787円

<法定書面における用語の表記について>

\*会員規約(特約を含む)、ご利用代金明細書、および登録完了通知等においては、一般社団法人日本クレジット協会(JCA)が定める標準用語について、下表のように表記している箇所があります

リボルビング払い

標準用語	法定書面における表記		
	会員規約	ご利用代金明細書	登録完了通知
弁済金、各回の支払金額	毎月の弁済金、ペイフレックス利用代金の弁済金	弁済金額、今回ご請求金額、前回弁済金額	毎月のご返済金額、毎月の弁済金額
包括信用購入あっせんの手数料、リボ手数料	手数料	手数料、利息	
実質年率	手数料率	基本手数料率	手数料利率(実質年率)、基本手数料率(実質年率)

\*支払停止の抗弁に関する書面(ペイフレックス特約第7条)については、下記の「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」までご連絡ください。

「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」

電話: 0120-070979

(2020年4月1日改定)

## ボーナス一括払い・分割払い特約

### 第1条 (総則)

1. 本特約は、アメリカン・エクスプレスのカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)の一部を構成し、カード利用代金等の支払区分に関する特約を定めるものです。この特約に定める事項以外は、会員規約が適用されるものとします。
2. 本特約は、次条に定めるボーナス一括払い・分割払い登録をされた会員がボーナス一括払いまたは分割払いを利用したときに、会員により承諾されたものとみなされます。

## 第2条 (ボーナス一括払い・分割払い登録)

1. アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(日本支社)(以下「当社」といいます)が発行するカードのうち当社が指定するカードの基本カード会員は、(1)当社に対して所定の方法で申込みをし、当社が審査の上サービスの利用を認めその旨の利用登録をした場合、または、(2)あらかじめ当社が審査の上サービスの利用を認めその旨の利用登録をした場合に(ただし、当社は、基本カード会員からかかるサービスの利用を希望しない旨の申し出があった場合、利用登録を解除するものとします。)(以下(1)(2)あわせて「ボーナス一括払い・分割払い登録」といいます。)、本特約および会員規約に従い、ボーナス一括払い・分割払いを利用できるものとします。会員が当社の発行する複数のカードを貸与されている場合、ボーナス一括払い・分割払い登録はカードを特定した上で行います。
2. 当社は、必要があると認める場合(カードの再発行等によりカード番号の変更が生じた場合を含みます。)には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のボーナス一括払い・分割払い登録を解除し、またはボーナス一括払いもしくは分割払いの利用を一時停止することができるものとします。
3. ボーナス一括払い・分割払いの登録は、原則として日本国内に住居を有する会員に限り認められます。会員が、海外に転出した場合、ボーナス一括払い・分割払い登録およびその利用については当社の指示に従うものとします。

## 第3条 (ボーナス一括払い・分割払いの利用)

会員は、当社の指定する加盟店において、各カード利用の際に当該支払区分による返済方法を加盟店に指定することで、ボーナス一括払いおよび分割払いを利用できるものとします。ただし、加盟店によりボーナス一括払いの取扱期間が異なることがあります。また、当社は、各会員の未決済のボーナス一括払いおよび分割払いの利用件数を制限することができるものとします。

## 第4条 (ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠)

1. 当社は、ボーナス一括払い・分割払い登録に際して、基本カード会員ごとにボーナス一括払いおよび分割払いに共通の利用可能枠を設定し、対象カードを特定の上、所定の方法で基本カード会員に対し通知します。
2. 当社は、会員のカード利用状況や信用状況等を勘案し必要と認める場合には、特段の通知をせず随時ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠を増額または減額する事ができるものとします。ただし、当社は、基本カード会員から増額を希望しない旨の申し出があった場合は、従前の利

用可能枠に戻すものとします。

- ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠は、基本カード会員および家族カード会員のボーナス一括払い・分割払い利用代金の未決済残高について適用され、会員は、ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠を超えない範囲内でボーナス一括払いおよび分割払いを利用できるものとします。なお、ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠超過の判断は、当社のシステム上で行うものとし、利用代金の弁済があった場合でも、金融機関からの情報が当社のシステムに反映されるまでの間は、未決済と取り扱われることがあります。
- 本条に基づくボーナス一括払い・分割払い利用可能枠に加え、当社が別に定めるペイフレックス特約に基づくリボルビング払い利用可能枠の設定がされる場合、その総計は割賦販売法に定める上限を超えないものとします。また、会員が複数のカードを貸与されている場合において複数のカードにそれぞれ利用可能枠が設定される場合も同様とします。

#### 第5条（カード利用代金等の支払の特則）

- 会員がボーナス一括払いを利用したカード利用代金等は、毎年8月または1月の約定支払日に一括で支払うものとします。ただし、締日との関係で翌月または翌々月の約定支払日となることがあります。ボーナス一括払いの利用には手数料はかかりません。
- 分割払いを利用した場合のカード利用代金等の合計は、ご利用代金に別表(1)による分割払手数料を加算した金額となります。また、分割支払金は分割支払金合計を支払回数で除した金額(1円単位の端数は最終回算入)となります。分割払いの支払回数、実質年率、計算方法は別表のとおりとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由があるときは、当社は、あらかじめ会員に通知することによって、当該手数料を変更できるものとします。また、加盟店により指定できない支払回数があります。
- 前項の規定にかかわらず、毎月の締切日において、ボーナス一括払いおよび分割払いのご利用代金が、理由の如何を問わず、ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠を超過した場合には、基本カード会員は、その超える金額を一括払いにより支払っていただくものとします。
- 基本カード会員は、当社が別途定める方法に従い、分割払いに係る債務を一括して返済することができます。この場合、当社は、当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料の請求をせず、基本カード会員は、残元本に相当する額を当社に支払うものとします。
- 基本カード会員は、本条の金額を、会員規約第13条に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものと

します。

#### 第6条（遅延損害金の特則）

ボーナス一括払いまたは分割払いの場合の遅延損害金は、会員規約第15条第1項にかかわらず、残元金に対し法定利率を乗じた額を超えないものとします。

#### 第7条（支払停止の抗弁）

- 会員はボーナス一括払い・分割払いを利用して購入した商品等について次の事由が存するときは、会員規約第11条第1項にかかわらず、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、カード利用代金等の支払を停止することができるものとします。
  - 商品等の引渡しや移転、または役務の提供がなされていないこと。
  - 商品等に破損、汚損、故障その他の瑕疵(欠陥)があること。
  - その他商品等の販売または役務の提供に関して加盟店に対して生じている抗弁事由があること。
- 当社は、会員が前項の支払の停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所定の手続を取るものとします。
- 会員は、前項の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
- 会員は、本条第2項の申出をするときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
- 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。
  - カード利用が割賦販売法の適用を受けないとき。
  - 第1号に該当しない場合であって、売買契約が会員にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に係るものを除く)であるとき、海外加盟店においてカードを利用したときなどカード利用が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。
  - ボーナス一括払い・分割払いで利用した1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。
  - 会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
  - 第1項各号の事由が会員の責めに帰すべきとき。
- 当社がカード利用代金等の残高から本条第1項に基づく支払の停止に係る代金に相当する額を控除して請求した

ときは、会員は控除後のカード利用代金等の支払を継続するものとします。

<別表>

(1) 分割払いのお支払回数、お支払期間、手数料率について

支払回数	3	5	6	9	10	12	15	18	20	24
支払期間(月)	3	5	6	9	10	12	15	18	20	24
実質年率(%)	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9
利用代金100円 当たりの分割払 手数料の額(円)	2.49	3.76	4.39	6.31	6.96	8.25	10.22	12.21	13.55	16.25

\*上記分割払いお支払回数ごとの手数料額は、ご利用代金100円当たりの分割手数料額を小数点以下2位まで示しており、実際にお支払いいただく金額は、端数処理により、下記お支払例とは若干異なることがあります。

(2) 分割払いのお支払例

利用代金100,000円、10回払いの場合

① 分割払手数料 100,000円 × (6.96 ÷ 100円) = 6,960円

② 分割支払金合計 100,000円 + 6,960円 = 106,960円

③ 分割支払額 106,960円 ÷ 10回 = 10,696円

<法定書面における用語の表記について>

\*会員規約(特約を含む)、ご利用代金明細書、および登録完了通知等においては、一般社団法人日本クレジット協会(JCA)が定める標準用語について、下表のように表記している箇所があります。

ボーナス一括払い・分割払い

標準用語	法定書面における表記		
	会員規約	ご利用代金明細書	登録完了通知
現金価格、利用金額	加盟店でのカード利用代金、カード利用代金、利用代金	ご利用分、元本分ご請求額	
支払総額	分割支払金合計		
支払期間	お支払い期間	お支払い期間	支払い期間
支払回数、分割回数	分割払いの支払回数、お支払い回数	支払分の支払回数、お支払回数	お支払回数(分割払い)
支払分、分割支払額、分割支払金、各回の支払金額		今回お支払金額(お支払月額)、今月ご請求額	
包括信用購入あっせんの手数料/分割払手数料	手数料	手数料、手数料ご請求額	
実質年率	手数料率	年利率、手数料率	分割払手数料率(実質年率)

\*支払停止の抗弁に関する書面(ボーナス一括払い・分割払い特約第7条)については、下記の「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」までご連絡ください。

「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」

電話：0120-070979

(2020年4月1日改定)

## 個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

本同意条項および重要事項は、アメリカン・エクスプレスのカード会員規約(以下「本規約」といいます)の一部を構成します。

### 第1条 (個人情報の収集・保有・利用、提供)

1. 会員および入会申込者(以下「会員等」という。)は、当社が本規約に基づく取引(申込みを含む。以下「本契約」という。)を含む会員等との取引の与信判断および与信後の管理(支払い延滞時の督促および債権譲渡を含む。)ならびに付帯サービスの提供等を目的とし、以下の個人情報を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。

- (1) 所定の申込書等に会員等が記載した会員等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレスその他の連絡先、勤務先、家族情報、住居状況等(変更の届出があったものを含む。)
  - (2) 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、加盟店での利用に関する情報
  - (3) 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
  - (4) 本契約に関する会員等の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の返済状況
  - (5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項、および、会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項
  - (6) 当社または業務委託先が収集した転居先、勤務先、電話番号等の連絡先情報および適法に交付を受けた会員等の住民票、戸籍謄抄本等の情報
  - (7) 官報・電話帳等一般に公開されている情報
  - (8) オンラインによる申込みに関するIPアドレス、インターネットサービスプロバイダー、クッキー、アプリケーションID、その他の申込みを利用される機器、ソフトウェア(OSやアプリケーション等)、通信等の利用状況・利用環境等に関する情報および申込みの時間等の申込み行為に係る情報
  - (9) その他会員等から申告を受け、またはお問合せにより当社が知りえた情報(会員等との間の会話録音による音声情報を含む。)
2. 会員等は、前項に定めるもののほか以下各号の目的のため、当社が個人情報を利用することに同意するものとします。当社の具体的な事業に関しては当社ホームページに掲載してあります。
- (1) クレジット・カードの基本的機能および付帯サービス等の提供
  - (2) クレジット・カードに関する加盟店との連絡および加

盟店管理のため

- (3) 当社、関連会社または加盟店の事業に関する、郵便、電話、Eメール等の方法による営業案内
  - (4) 当社または関連会社、提携会社の金融商品・サービス等の販売・勧誘
  - (5) 当社が代理店として各保険会社・共済の委託を受けて行う各社の損害保険、生命保険、共済およびこれらに付帯・関連するサービス等の提供のため
  - (6) 当社の事業における市場調査、統計作成、商品開発
  - (7) お申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続
  - (8) 各種お問合せ・ご要望に対する対応、サービス向上、および当社からの連絡のため(支払請求に関する連絡を含む。)
  - (9) 当社の法律上の権利行使または義務履行のため
  - (10) 不正利用対策のため
  - (11) その他、対象となる会員等から別途同意を頂いた目的
3. 会員等は、第1項および前項に定めるもののほか、会員等が加盟店の代表者または加盟店である場合には、当社が、本契約に定められた会員等の義務の履行を確認し、本契約に基づいて必要な措置を講じるためおよび加盟店契約で定められた加盟店の義務の履行を確認し、加盟店契約に基づいて必要な措置を講じるために、本条第1項(1)および(2)の個人情報とともに、加盟店申込書に記載された個人情報(代表者氏名、代表者住所、代表者生年月日、電話番号等加盟店が申込時および変更届時に届け出た事項)を利用すること(これらの情報を紐付けて利用することを含みます。)に同意するものとします。
4. 会員等は、当社が、本条第1項および第2項の目的のため、本条第1項(1)から(9)までの個人情報を、以下の者との間で共同して利用することに同意するものとします。これらの情報は、当社から以下の者に対し提供され、また場合により以下の者から当社に対して提供されることがあります。これらの情報の管理についての責任は、当社が有するものとします。
- (1) 当社が財務・事業の方針の決定を直接間接に支配する会社、ならびに、当社の財務・事業の方針の決定を直接間接に支配している会社、およびかかる会社の共通の支配に服する会社
  - (2) カード面に名称またはロゴマークが付された提携会社
5. 会員等は、以下の場合に、当社が本条第1項(1)および(9)のうち目的達成に必要な最小限の個人情報をそれぞれ以下に記載の者に対して提供し、提供先が利用することに同意するものとします。
- (1) 会員等の依頼に基づく旅行の手配などのために、運

送・宿泊機関等および手配代行者(必要な場合に限り)に対し、個人情報を電磁的方法等で送付することにより提供する場合

- (2)会員等の依頼に基づくクレジット・カードの付帯サービス(レストランの予約・ポイントの利用等)の提供のため、サービス提供会社に対し個人情報を提供する場合
6. 本条第2項(3)(4)による同意を得た範囲内で当社が会員等の個人情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降当社での利用、他社への提供を中止する措置をとるものとします。ただし、カードおよびご利用代金明細書に同封される営業案内等の発送はこの限りではありません。
7. 会員等は、本条第1項(1)および(8)の個人情報について、当社が、与信判断および不正利用対策のため、アメリカ合衆国にある不正検知システムを運営する提供先に提出すること、および、当該提供先の不正検知システムによる検出結果を当社が取得・利用することに同意するものとします。なお、当該提供先は、当社から提出を受けた個人情報を本項に規定された目的を達成した後、消去いたします。

## 第2条 (個人信用情報機関の利用および登録)

1. 会員等(ただし、本条においては家族カード会員を除く。)は、当社が利用・登録する個人信用情報機関について、次の事項に同意するものとします。
  - (1)当社が、会員等との与信取引上の判断のために、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という。)に照会し、会員等の個人情報が登録されている場合には、それを利用すること。ただし、加盟信用情報機関および提携信用情報機関に登録されている個人の支払能力・返済能力に関する情報については、関連法令に基づき、支払能力・返済能力の調査以外の目的に利用しないものとします。
  - (2)別表に定める登録情報(会員等に係る本人を特定するための情報および本契約に関する客観的な取引事実)が、加盟信用情報機関に別表に定める期間登録されること、ならびに、登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されること。
  - (3)前号により、加盟信用情報機関に登録されている個人情報について、その正確性・最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等、加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利

用確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにその加盟会員によって相互に提供または利用されること。

2. 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、連絡先等および登録される情報とその期間は別表をご覧ください。また、当社が契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、当該機関に照会・登録する場合には、別途書面等の方法により会員等に通知の上、法令等に基づき所定の対応を行うものとします。

## 第3条 (情報の開示、訂正・削除)

1. 会員等は、当社および加盟信用情報機関に対して、個人情報保護に関する法律の定めるところに従い所定の方法により、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
  - (1)当社に開示を求める場合は、本同意条項および重要事項末尾に記載のお問い合わせ先にご連絡ください。
  - (2)個人信用情報機関に開示を求める場合は、別表記載の各個人信用情報機関にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

## 第4条 (不同意の場合)

当社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本同意条項および重要事項に定める個人情報の取扱いの全部または一部を承認しない場合、入会を断りまたは退会手続を取ることがあります。ただし、第1条第2項(3)(4)の取扱いを承認しない場合は、この限りではありません。

## 第5条 (契約の不成立および会員資格取消・退会の場合)

1. 本契約が不成立の場合であっても、入会申込みをした事実は、第1条および第2条第1項(2)に基づき、不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 当社は、カードの表面または裏面に刻印されているカード有効期間の経過、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した後においても、第1条第1項および第2項(9)ならびに第2条第1項に定める目的で、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。

## 第6条 (条項の変更)

本同意条項および重要事項は、当社所定の手続により、法律上認められる範囲内で変更できるものとします。



<別表>

加盟信用情報機関の名称・連絡先等

名称：株式会社 シー・アイ・シー（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階

電話番号：0570-666-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>

名称：株式会社 日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

住所：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14住友不動産上野ビル5号館

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp>

提携信用情報機関の名称・連絡先等

名称：全国銀行個人信用情報センター

住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

登録情報および登録期間

当社が登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報、本人情報、契約日、契約の種類、入金日、契約額、極度額、支払回数、利用残高、完済予定年月日、支払状況（解約、完済等の事実を含む。）等、その他各加盟信用情報機関が定める情報となります。

<お問い合わせ・ご相談窓口>

\*個人情報に関する開示・訂正・削除や利用・提供中止の申出、その他お問合せは、下記の各メンバーシップ・サービス・センターまたはカード裏面に記載のアメリカン・エクスプレスの連絡先までお願いします。

「メンバーシップ・サービス・センター」

各メンバーシップ・サービス・センターの名称と電話番号は以下のとおりです。

アメリカン・エクスプレス・ゴールド・カード会員およびアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カード会員：  
電話：0120-010120

アメリカン・エクスプレス・カード会員およびアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・カード会員：  
電話：0120-020120

アメリカン・エクスプレス・ブルー会員：  
電話：03-6625-9100

\*アメリカン・エクスプレスのホームページアドレス：

<https://www.americanexpress.co.jp>

(2020年11月16日改定)

登録情報	登録信用情報機関と登録期間	
	株式会社シー・アイ・シー	株式会社日本信用情報機構
(1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左欄(2)(3)(4)の登録情報のいずれかが登録されている期間	
(2) 本契約に係る申込みをした事実	当社が照会した日から6か月間	当社が照会した日から6か月以内
(3) 本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
(4) 債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内

# アメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・カード ／スカイ・トラベラー・プレミア・カード メンバーシップ・リワード・プログラム特約

## 第1条 (特約の目的)

- この特約は、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc. (日本支社) (以下「当社」といいます) が発行するアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・カード (以下「スカイ・トラベラー・カード」といいます) およびアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カード (以下「プレミア・カード」といいます) といい、スカイ・トラベラー・カードとあわせて「本カード」といいます) に関して、当社が企画・運営する「アメリカン・エクスプレス・カード メンバーシップ・リワード・プログラム」(以下「当プログラム」といいます) の特則を定めるもので、メンバーシップ・リワード・プログラム会員規約 (以下「プログラム規約」といいます) に優先して適用されます。本特約中の用語は、特約の規定のない限り、プログラム規約における用語と同じ意味を有するものとします。
- 当社は、必要あると認めるときは、いつでも本特約を変更することができるものとします。

## 第2条 (本カードへのポイント付与)

- 本カードへのポイント付与は、プログラム規約第4条の規定に基づきます。
- 前項の規定にかかわらず、本カードを利用して当社が別途指定する対象航空会社および対象旅行代理店から直接購入する航空券もしくは旅行商品の代金については、スカイ・トラベラー・カードまたはプレミア・カードの区別に従い、各利用金額100円につき別表1に定めるポイント (以下「優遇ポイント」といいます) が累積されるものとします。ただし、①各航空会社の空港カウンター等での購入で、その業務が他の航空会社等へ委託されている場合、②決済業務を他社へ委託している場合・決済代行会社を通じた利用等は対象外となります。
- 前項に定める優遇ポイントに係る累積は、毎年 (1月1日から12月末日までの利用)、スカイ・トラベラー・カードまたはプレミア・カードの区別に従い、別表1に定めるポイントを上限とし、これを超える利用部分については、プログラム規約第4条の規定に従って累積されるものとします。
- 本カードに関して累積されたポイントについては、プログラム規約第4条第4項の規定にかかわらず、失効しないものとします。

## 第3条 (対象航空会社の変更)

当社は、第2条第2項に定める優遇ポイント累積の対象となる対象航空会社および対象旅行代理店について、当社と各社との契約状況その他に従い対象航空会社および対象旅行代理店としての指定を随時変更することができるものとします。

## 第4条 (プログラムの特典・便益)

- プログラム規約第7条および第8条の規定にかかわらず、本カードに関して累積されたポイントにより利用

できる特典・便益としては、①「ポイントフリーダム」ご利用特約に基づき提供されるカード利用代金への充当、および、②プログラム規約第9条に規定する参加航空会社 (JAL マイレージバンクを除く) に対するポイント移行に限るものとします。ただし、当社は、その判断で、随時、その他の特典・便益を提供できるものとします。

- 前項の参加航空会社へのポイント移行に関しては、別表2の適用があるものとします。

## 第5条 (その他)

- プログラム規約第10条第2項および13条については、本カードに適用しないものとします。
- 本特約は、2013年7月29日およびそれ以降のカード利用に適用されるものとします。

別表1

	優遇ポイント (各利用金額100円につき)	年間上限 (1月1日から12月末日までの利用)
アメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・カード	3ポイント	6万ポイント (該当利用金額200万円相当)
アメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カード	5ポイント	10万ポイント (該当利用金額200万円相当)

別表2 換算率・移行単位

提携航空会社	1,000ポイント=1,000マイル
--------	--------------------

\*本カードでは、JAL マイレージバンクへポイントを移行をすることができません。

(2020年10月13日改定)

# アメリカン・エクスプレス・カード・サービス 「メンバーシップ・リワード®」プログラム会員規約

## 第1条 (規約の目的)

- この規約は、アメリカン・エクスプレス・カード・サービス事業に関してアメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc.日本支社(以下「当社」といいます。)が企画・運営する「メンバーシップ・リワード」プログラム(以下「当プログラム」といいます。)において会員に提供される特典・便益の内容及び会員がこの特典・便益を受けるための条件を規定するものです。
- 当社は、必要であると認めるときは、いつでもこの規約を変更することができるものとします。

## 第2条 (対象カード及び対象会員)

- 当プログラムの対象となるカードは、当社またはその関連会社が日本国内で発行するアメリカン・エクスプレスのカードのうち、この規約の末尾の別紙表1に掲げられたカード(但し、別紙表1において別途参加登録が必要とされているカードについては、当該手続がなされているもの)とします(以下「対象カード」といいます。)。但し、一定の種類のカードについては、当該カード会員に通知することにより、当プログラムを適用せず、または、異なるプログラムを適用する場合があります。
- 当プログラムにおいて提供される特典・便益は、この規約に定めるところにより、対象カードの利用額に応じて当該カードの基本カード会員に対して与えられます。
- 別途参加登録が必要とされているカードの参加登録にあたっては、基本カード会員から当社に対し参加登録手続をおこなうものとし、プログラム参加費として毎年1,100円(税込)を当社からの請求に従い通常のカード利用代金と同様に当社に支払うものとします。お支払いいただいたプログラム参加費は一切お返しできません。基本カード会員から特段の連絡がない限り、当該登録は1年ごとに自動更新されるものとします。なお、別途参加登録が必要とされているカードについては、第9条第5項の「メンバーシップ・リワード・プラス」特典に登録することはできません。

## 第3条 (当プログラムの特典・便益)

当社は、対象カードの利用額に応じて次条に従い与えられるポイントにより交換できる特典・便益を随時設定・変更できるものとし、これを対象カードの基本カード会員に対し随時通知または公表します。

## 第4条 (ポイントの付与)

- 各対象カード(対象カードについて追加のカードが発行されているときは当該追加のカードを含みます。)の各利用毎に、当該利用金額100円につき1ポイントが当該利用額を当社が処理した日の属するプログラム年度分として当該基本カード会員の対象カードに累積されます。付与されたポイントは当社に属するものとし、会員はポイントについて所有権を有するものではありません。但し、別途参加登録が必要とされるカードについては、当社において参加登録手続が完了した日以降のカード利用額がポイントの対象となるものとします。また、当社が指定する特定の加盟店での利用代金については、当該金額200円につき1ポイントが累積されます。
- 前項のポイントの対象となるカード利用額には、対象カ-

ードによる物品・サービスの購入の代金(延べ払い方式、ボーナス払い方式等の支払方法の如何を問いません。)を含みます。但し、次のものは含まれません。

- (1) 遅延損害金
  - (2) リボルビング払いにおける手数料
  - (3) 対象カードの年会費、及び第9条第5項の「メンバーシップ・リワード・プラス」参加費
  - (4) E d y、モバイルSuica、SMART ICOCAへのチャージおよびこれらの利用額
  - (5) 当社が指定する特定の加盟店での利用代金、その他、当社が特に定める利用代金及び手数料
- 各プログラム年度とは、対象カードの基本カード会員がそのカード会員資格を取得した月(但し、この規約の末尾の別紙1において別途参加登録が必要とされているカードについては参加登録をした月)の当社が定める日及びその翌暦年以降の各暦年の応当日を起算日とする各1年間の期間をいいます。
  - 各プログラム年度において累積したポイントが年度末において残存する場合、当該ポイントは、翌々プログラム年度の末日までこれを特典・便益に交換することができるものとし、翌々プログラム年度の末日までにその全部または一部が特典・便益に交換されなかったときは、その残存するポイントは同日において失効するものとします。
  - 前項の規定に拘らず、(1)第9条第5項の「メンバーシップ・リワード・プラス」特典(従前の規約における「トラベラーズ特典」を含む)に、2004年4月1日時点において登録している対象カード、および同日以降新規に登録した対象カード、および、(2)同日以降第7条に基づき特典交換した対象カードの残存ポイントについては、失効しないものとします。
  - 本条のポイント算定の対象となった利用額について、物品・サービスの購入の取消等により利用額の調整があった場合、当該調整に応じその時点のポイントの累積残高の調整を行います。海外での物品・サービス購入時のタックス・リファンド手続により、対象カードに返金が生じた場合も同様とします。

## 第5条 (ポイントの合算)

- 会員が基本カード会員として2枚以上の対象カードを保有する場合において、(1)当該会員から当社に対して所定の様式による申し出があったとき、または(2)当社が必要と認めるときは、各対象カードのポイントを合算して前条を適用することができるものとします。この場合、合算したポイントは2枚以上の対象カードのうち当社の指定する対象カードについて累積したポイントとしてこの規約を適用します。ただし、一部カードに関しては、この限りではありません。
- 前項の会員は、所定の様式により当社に通知して前項の合算の取り扱いを何時でも解除することができます。この場合、解除の時までに各対象カードについて生じたポイントは前項の指定に係る対象カードのポイントとし、解除の時以降に生じるポイントは各対象カードのポイントといたします。

## 第6条 (ポイント数の告知)

- 当社の基本カード会員に対し、対象カード(前条第1項の合算が行われる場合は、同項の指定に係る対象カードとします。)の利用額の各月の請求書において、当該請求書の締め日の直近のポイント集計日現在の対象カードに係るポイ

ントの状況を示します。

- 基本カード会員は、当社のウェブサイトから何時でも対象カードに係るポイントの状況を照会することができます。

### 第7条 (ポイントの特典・便益への交換)

- この規約に基づき特典・便益への交換が可能なポイント数を保有する基本カード会員は、当該ポイントの全部または一部を使用して特典・便益への交換を当社に対して申し出ることができます。この特典・便益にはポイント移行、その他当社が別途定めるところによる一定の商品・サービスの購入代金への充当を含みます。但し、基本カード会員の当社に対する支払債務に含滞がある場合、この申し出を行うことはできないものとします。
- 前項の申し出に際し、基本カード会員は、当該申し出の日において有効な特典・便益の中から希望するものを指定するものとします。但し、事情により基本カード会員の希望する特典・便益が提供できないときは、基本カード会員は他の特典・便益を希望し、または、前項の申し出を撤回することができます。基本カード会員から当社に対して特典・便益への交換の申し出があった場合、当社は会員の登録Eメールアドレス宛てに、申込み確認のメールを発信することができます。
- 前項但し書に規定する場合を除き、第1項の申し出の取消または撤回をすることはできないものとします。また前2項の申し出により受け取った特典・便益を他の特典・便益と取り替えることはできません。
- 当プログラムに基づく特典・便益として提供された物品・サービスの瑕疵または当該物品・サービスの提供に際して生じた事故に関するクレームは、会員と当該物品・サービスを提供した当プログラムの参加加盟店との間で処理するものとし、当社はこれについて一切責任を負いません。
- ポイントの特典・便益への交換があった場合、当該ポイントの交換、交換した特典・便益の利用その他会員の当プログラムへの参加に関する事項について当社及びその関連会社は会員その他の者に対して免責されるものとします。
- 当プログラムの下で与えられるポイントまたはこれにより受ける特典・便益について租税公課が課せられる場合、当該租税公課は会員の負担といたします。
- 当プログラムに基づく特典・便益として提供される物品・サービス(第9条に基づき、各提携会社が提供する特典・便益を含みます。)については、旅行傷害保険、ショッピング・プロテクション等、カードの利用に通常付帯する特典・便益の適用はありません。
- 当社が、当プログラムに基づく特典・便益として提供される物品・サービス(第8条のリワード・クーポンを含む)を会員の登録住所宛てに発送したにもかかわらず、会員の受領不能等の理由により会員に届けることができない場合、当社は6ヶ月間保管の後、これを処分することができるものとします。この場合、当該交換に使用したポイントが再び有効となることはありません。

### 第8条 (リワード・クーポン)

- 前条の申し出において、会員がその希望する特典・便益として参加加盟店より物品・サービスの提供を無償で受けることのできるリワード・クーポンを選択した場合、会員は当該クーポンに記載する有効期間中に当該クーポンに記載する指示に従ってこれを使用するものとします。リワード・クーポ

ンを紛失した場合または有効期間の満了その他の事由によりリワード・クーポンが失効した場合、当社はこれについて一切責任を負いません。

- 会員がリワード・クーポンに記載する範囲を超えて参加加盟店の物品・サービスを購入した場合、その代金は会員と当該参加加盟店との間で精算するものとします。

### 第9条 (ポイント移行)

- 対象カードの基本カード会員が、参加航空会社、参加ホテル、その他当プログラムに参加する提携会社(以下、「提携会社」といいます。)のフリークエント・フライヤー・プログラム、フリークエント・ステイヤー・プログラム、またはその他のポイントプログラムに加入している場合、当該会員は、この規約に基づき特典・便益への交換が可能なポイントの全部または一部を、本条に定めるところに従い、各提携会社が提供するプログラムの自己名義のプログラム口座に移行することができます(以下、「ポイント移行」といいます。)
- ポイント移行にあたり、一部提携会社によっては別途参加費が必要となる場合があります。ただし、第5条のポイントの合算が行われる場合、同条の指定に係る対象カードのほかは、他の対象カードについて本項の提携会社への参加費の支払いを要しないものとします。
- ポイント移行を希望する会員は、当社所定の手続きに従って当社への申し込みを行っていただきます。移行の手続きに必要な期間は、当社および各提携会社の定めるところによるものとします。会員は、各提携会社の提供するプログラムに関する規約を遵守するものとします。各提携会社の提供するプログラムについて各提携会社の課する会費等は、会員の負担とします。移行されたポイントおよび当該プログラムのその他の事項についての各提携会社の行為については、当社は一切責任を負いません。各提携会社の当プログラムへの参加は予告なく変更されることがあります。一旦提携会社の提供するプログラムに移行されたポイントは、当プログラムのポイントに戻すことはできません。会員が海外にある提携会社へのポイント移行等を申し込まれる場合には、当該海外提携会社に対し申込内容の達成に必要な最小限の個人情報を提供します。
- この規約に基づき特典・便益に交換可能なポイントを各提携会社の提供するプログラムに移行する際に適用される換算率、移行単位および移行可能なポイントの上限(年間)については別紙2-1に規定する通りとします。
- 前項の規定にかかわらず、当社が別途提供する「メンバーシップ・リワード・プラス」特典に登録している会員は、別紙2-2に規定するより有利な条件でポイント移行ができるものとします。同特典への登録にあたっては、会員は当社所定の登録手続きに従うものとし、特典参加費として毎年3,300円(税込)を当社からの請求に従い通常のカード利用代金と同様に当社に支払うものとします。但し、センチュリオン・カード、プラチナ・カードおよびアメリカン・エキスプレス・ビジネス・プラチナ・カード会員については特典参加費が免除されるものとします。特典参加費は登録後にお支払いいただくものとし、お支払いいただいた特典参加費は理由のいかんを問わずお返ししません。基本カード会員から特段の連絡がない限り、当該登録は1年ごとに自動更新されるものとします。同特典への登録日までに累積したポイントおよび登録中に累積されたポイントで、この規約に基

- づき特典・便益に交換可能なものは、本項の規定に基づき移行することができます。同特典に登録中に累積したポイントであっても、ポイント移行時に同特典への登録が無い場合には本項の適用はありません。同特典への登録への有無により、ポイント移行以外の特典・便益への交換においても異なる取り扱いがなされることがあります。
6. 当社は、随時別紙2-1および別紙2-2を変更することにより、ポイント移行に関する換算率、移行単位および移行可能なポイントの上限(年間)を変更することができるものとします。

#### 第10条(会員資格の終了)

1. 各対象カードの基本カード会員の会員資格が事由の如何に拘らず終了した場合、又はこの規約の末尾の別紙表1において別途参加登録が必要とされているカードの会員が参加登録を取消した場合、その時点までに当該カードについて累積したポイントはその時点において失効するものとします。
2. 前項に拘らず、基本カード会員の対象カードが他の対象カードに切り替えられた場合、切り替え前の対象カードについて累積したポイントは切り替え後の対象カードのポイントとして引続き有効とします。
3. 第5条に基づくポイントの合算が行われている場合において、同条第1項の当社指定の対象カード以外の対象カードについて基本カード会員の会員資格が当該会員(追加のカード会員を含みます。)の責に帰すべき事由により終了したときは、同項の規定に拘らず、当該失効カードの利用額について累積した当該指定カードのポイントは当該会員資格の終了時において失効するものとします。

#### 第11条(当プログラムの中止等)

1. 当社は、その事業上の必要により、何時でも当プログラムを中止することができるものとします。この場合、当社はその適当と認める方法により予めその旨基本カード会員に通知いたします。
2. この規約に基づき交換できる特典・便益の内容は、当社の裁量により何時でもこれを変更することができるものとします。
3. 第9条に定める特典参加費のほか、当社は、必要と認めるときは、年会費等の支払いを当プログラムへの参加の条件とすることができるものとします。

#### 第12条(ポイントに係る紛議等)

1. この規約の下で与えられる対象カードのポイントは当該対象カードの基本カード会員に限って与えられるものであり、これを他の会員その他の者に譲渡することはできません。
2. 対象カードのポイントは金銭的な価値を有するものではなく、この規約に従って特典・便益と交換するために使用されるほか、如何なる場合も、当社はこれを買取ったり、またはこれを見返りに支払いをすることはできません。
3. 当プログラムへの参加資格、ポイントの有効性、有効なポイント数、またはポイント移行に関する疑義その他、当プログラムの運営に関して生ずる疑義は、当社の裁量により決するところによるものとします。
4. 当プログラムへの参加またはその利用に際して基本カード会員またはその追加のカード会員に不正または不当な行為があったときは、当社は何時でも当該基本カード会員の当プログラムへの参加資格を取り消すことができるものとし、この場合、その取消の時までに累積したポイントはすべて失効するものとします。

5. この規約に明示するもののほか、当社は当プログラムの運営に関して基本カード会員その他の者に対し何らの責任を負うものではないものとします。
6. 当プログラムの運営に関して当社がこの規約の条項に従った処理を怠った場合においても、当該条項の効力に何ら影響するものではなく、当該条項は引き続きそのまま効力を有するものとします。
7. 対象カードである各種コーポレート・カードまたはビジネス・カードについて生じたポイントが、カード会員の個人目的に使用されたために法人会員が被った不利益については、カード会員と法人会員との間で解決するものとし、当社は何ら責任を負うものではありません。

#### 第13条(その他)

会員は、対象カードを当社の海外における関連会社等(以下、「関連会社等」といいます。)が発行するカード(以下、「海外カード」といいます。)に切り替える場合、または海外カードを対象カードに切り替える場合において、海外カードが当プログラムと同様のプログラム(以下、「海外プログラム」といいます。)の対象となるときは、(1)対象カードに累積したポイントを海外プログラムに登録している会員の海外カードに移行し、または(2)会員の海外カードに累積したポイントを対象カードに移行することができるものとします。ただし、移行におけるポイント換算率その他、当社または関連会社等が別段の定めを置くときはこれに従うものとします。

(2020年5月1日改定)

<別紙表1>

#### ●対象カード

- ・アメリカン・エクスプレス・カード
- ・アメリカン・エクスプレス・ゴールド・カード
- ・プラチナ・カード
- ・センチュリオン・カード
- ・アメリカン・エクスプレス・ビジネス・カード
- ・アメリカン・エクスプレス・ビジネス・ゴールド・カード
- ・アメリカン・エクスプレス・ビジネス・プラチナ・カード
- ・アメリカン・エクスプレス・ブルー  
(会員番号の上4桁の数字が3765-であるカードは除く)
- ・当社が別途指定するその他のカード

#### ●参加登録が必要なカード

- ・アメリカン・エクスプレス・ブルー  
(会員番号の上4桁の数字が3765-であるカードは除く)  
\*参加登録にあたっては、基本会員から当社に対し参加登録手続をおこなうものとし、プログラム参加費として毎年1,100円(税込)を当社からの請求に従い通常のカード利用代金と同様に当社に支払うものとします。お支払いいただいたプログラム参加費は一切お返しできません。

<別紙 表2-1>

「メンバーシップ・リワード・プラス」特典に未登録の場合

● 換算率・移行単位

JALマイレージバンク	3,000ポイント=1,000マイル
その他提携航空パートナー	2,000ポイント=1,000マイル
ヒルトン・オナーズ	2,000ポイント= 1,250ヒルトン・オナーズポイント
Marriott Bonvoy™	2,000ポイント= 990 Marriott Bonvoy™ ポイント
楽天ポイント	3,000ポイント= 楽天ポイント1,000ポイント
Tポイント	3,000ポイント= Tポイント1,000ポイント

● 年間移行ポイント上限

ANAマイレージクラブ	80,000ポイント=40,000マイル
-------------	----------------------

<別紙 表2-2>

「メンバーシップ・リワード・プラス」特典に登録している場合

● 換算率・移行単位

ANAマイレージクラブ	1,000ポイント=1,000マイル
JALマイレージバンク	2,500ポイント=1,000マイル
その他提携航空パートナー	1,250ポイント=1,000マイル
ヒルトン・オナーズ	1,000ポイント= 1,250ヒルトン・オナーズポイント
Marriott Bonvoy™	1,000ポイント= 990 Marriott Bonvoy™ ポイント
楽天ポイント	3,000ポイント= 楽天ポイント1,500ポイント
Tポイント	3,000ポイント= Tポイント1,500ポイント

● 年間移行ポイント上限

ANAマイレージクラブ	40,000ポイント=40,000マイル
-------------	----------------------

\* 2020年10月13日現在

## 旅行傷害保険補償規定

### 補償を受けられる人（被保険者）

この保険の補償を受けられるのは、カード会員ご本人様および配偶者様、カード会員と生計を共にするご家族\*となります。補償内容や条件につきましては、基本カード会員様、家族カード会員様、また国内旅行と海外旅行とで異なりますのでご注意ください。

※ご家族とは、カード会員の配偶者、家族カード会員と生計を共にするお子様・ご両親などの親族をさします。親族とは、6親等以内の血族、3親等以内の婚族の方をいいます。※カード会員様のお子様・ご両親などがお勤めされている場合、生計を共にする家族とならない場合があります。

### 補償される場合

（国内旅行の場合）

国内を旅行中（※1）における、カードでチケットなどをご購入の公共交通乗用具（※2）に搭乗中の事故、ご予約の上、カードで宿泊料金をお支払いになる旨をお伝えになった宿泊施設での宿泊中の火災・爆発による事故、またはカードで購入された宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中（※3）の事故によって傷害を受けられた場合に補償されます。

（※1）旅行中とは

宿泊旅行の目的で、自宅を出発される前にホテル・旅館などの宿泊施設への予約を行った場合をいいます。ただし、日帰り旅行や宿泊施設に事前予約をされない場合でも、カードで公共交通乗用具のチケットをご購入いただいた場合、ご搭乗中の事故については、補償の対象になります。

以下のような場合は旅行とはみなされません。

- ・通勤、通学中の事故
- ・日常生活範囲内での買い物や遊興目的の外出中など、旅行を目的としない外出中の事故など

（※2）公共交通乗用具とは

国内旅行傷害保険における公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶などをいいます。また、以下のものは公共交通乗用具のチケット料金となりません。

- ・電子マネーのチャージ代・デポジット代、プリペイドカード購入費、空港利用税、航空券の発券手数料、航空券の消費税、航空機の座席指定手数料、ラウンジ利用料、タクシー代など。

（※3）募集型企画旅行に参加中とは

被保険者が募集型企画旅行に参加する目的をもって企画旅行業者があらかじめ手配した乗車券類等によって提供されるその募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了したときまでの期間をいいます。

（海外旅行の場合）

海外旅行を目的にご住居（日本国内）を出発されたときから、ご住居にお戻りになるまでの間で、かつ、日本を出国する前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時（24時）までの間の旅行期間を補償します。ただし、日本を出国し

た翌日から90日後の午後12時（24時）を限度とします。

※基本カード会員ご本人様の傷害死亡・後遺障害保険金額は最高5,000万円です。保険金額が5,000万円となるのは、ご旅行前に日本国内にてカードで日本出入国のために時刻表に基づいて運行される国際航空機または国際船舶のチケットやパッケージツアーの料金をお支払いになられた場合（また、日本国内でのカードによる購入がなくても、出国後海外ではじめて被保険者が当該旅行中に利用する公共交通乗用具のチケット料金をカード会員がカードでお支払いになった場合も、その購入のときから上記補償期間終了までの間）に適用されます。前記条件を満たさない場合には、補償が適用されませんので、ご注意ください。

※家族カード会員ご本人様の傷害死亡・後遺障害保険金額は最高5,000万円です。ご旅行前に日本国内にてカードで日本出入国のために時刻表に基づいて運行される国際航空機または国際船舶のチケットやパッケージツアーの料金をお支払いになられた場合（また、日本国内でのカードによる購入がなくても、出国後に海外で初めて時刻表に基づいて運行される被保険者の公共交通乗用具のチケットの料金をカードでお支払いになった場合も、その購入のときから上記補償期間終了までの間）に適用されます。前記条件を満たさない場合には、補償が適用されませんので、ご注意ください。

※公共交通乗用具およびチケット料金の定義は、国内旅行の場合と同様です。

※会員の配偶者様、生計を共にするご親族の方は、他のカードの補償の有無にかかわらず、傷害死亡・後遺障害保険金額最高1,000万円までとなります。

※当カードの「傷害死亡・後遺障害保険金」は、同様の保険が付帯された他のカードをお持ちの場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して支払われます。

※本内容は、概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款および特約の規定に基づきます。

### 事故にあわれたら

事故の日から遅滞なく下記通知先までご連絡ください。

<国内での事故通知先>

アメリカン・エクスプレス・保険ホットライン

0120-234586／通話料無料9:00～17:00（土日祝休）

（書類のご返送先／引受保険会社）

〒164-8608 東京都中野区中野 4-10-2

中野セントラルパークサウス 5階

損害保険ジャパン株式会社

本店専門保険金サービス部

<海外での事故通知先>

「オーバーシーズ・アシスト」センターにご一報ください。保険金請求の手続きをお手伝いいたします。「オーバーシーズ・アシスト」センターの電話番号はアメリカン・エクスプレスのウェブサイトをご覧ください。

旅行傷害保険のお支払いに関して (注) 配偶者、カード会員と生計を共

にする親族の傷害死亡・後遺障害保険金は最高1,000万円の補償となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合		
国内旅行	<b>傷害死亡保険金 (5,000万円)<sup>※</sup></b>	急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	死亡保険金額 (注) 死亡保険金 保険金の総額	全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。その後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払は傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。	●被保険者または保険金受取人の故意による傷害。 ●ケンカや自衛行為、犯罪行為による傷害。 ●戦争、その他の変乱、核物質の影響による傷害。 ●国内旅行傷害保険においては、地震・噴火または津波による傷害。
	<b>傷害後遺障害保険金 (最高5,000万円)<sup>※</sup></b>	急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、またはその機能に重大な障害が残った場合。	後遺障害の程度 傷害後遺障害保 (注) ただし、保険	額を被保険者の法定相続人にお支払いします。その後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払は傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。	●被保険者の疾病、または心神喪失による傷害。 ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的他覚所見のないもの。 ●山岳登山、スカイダイビングなど危険な運動による傷害。 ●旅行前にすでに発生していた事故による傷害。 など
海外旅行	<b>傷害死亡保険金 (5,000万円)<sup>※</sup></b>	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	死亡保険金額全 (注) 死亡保険金 金の総額は	額を被保険者の法定相続人にお支払いします。その後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払は傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。	●被保険者または保険金受取人の故意による病气。 ●妊娠、出産、早産または流産およびこれらに起因する病气。 ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的他覚所見のないもの。 ●歯科疾病。 など
	<b>傷害後遺障害保険金 (最高5,000万円)<sup>※</sup></b>	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、またはその機能に重大な障害が残った場合。	後遺障害の程度 傷害後遺障害保 (注) ただし、保険	額を被保険者の法定相続人にお支払いします。その後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払は傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。	●心神喪失に起因する事故。 ●航空機、船舶、車両の所有・使用・管理に起因する事故。 ●会員の所有・使用・管理による不都合に起因する事故。 ●会員と第三者との間の損害賠償に関する約定により加重された賠償責任。 など
海外旅行 (補償の対象となる海外旅行の期間は最長90日となっております)	<b>傷害治療費用保険金 (最高100万円)</b>	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害のため医師の治療を受けられた場合。	1回の事故・病気らその日を含めて 険会社が受当と 支払いします。 ①治療・入院間 となった国際通 の回り品購入費 (注) ① 日本国内 間に直接 (注) ② 海外で治 られ、被保険 制度がある 必要とされ (注) ④ お支払い	につき、事故の日(疾病の場合は医師の治療を開始した日)か180日間に要した次の費用のうち現実支出し、かつ引受承認した金額を傷害・疾病治療費用保険金限度の範囲内でお	●旅行前にすでに発生していた事故による傷害。 など
	<b>疾病治療費用保険金 (最高100万円)</b>	①海外旅行中または旅行終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始された場合。ただし旅行終了後に発病された場合は旅行中に原因が特定したものに限り、また、海外旅行中に感染した以下の特定伝染病(コレラ、ペスト、天然痘、発疹疹、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コングジオリデス症、デング熱、顎口虫病、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、C型肝炎ウイルス感染症、赤痢、タニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症、新型コロナウイルス感染症)のために旅行終了後30日以内に医師の治療を開始された場合。	1回の事故・病気らその日を含めて 険会社が受当と 支払いします。 ①治療・入院間 となった国際通 の回り品購入費 (注) ① 日本国内 間に直接 (注) ② 海外で治 られ、被保険 制度がある 必要とされ (注) ④ お支払い	係費など②入院または通院のための交通費③入院により必要 信費・身の回り品購入費(20万円を限度とします。ただし、身 については5万円限度)。 で治療を受けられたとき、自己負担額として被保険者が医療機 支払う費用をお支払いします。 療を受けられたとき、被保険者が医療機関に直接支払う費用 います。 で治療を受けられ、健康保険、労災、保険などから支払いがな ざ者が直接支払わなくてもよい部分。また、海外においても同様の 場合、その制度により被保険者が医療機関に直接支払うことが ない部分はお支払いできません。 を立証する請求書および領収書の原本をご提出いただけます。	●被保険者または保険金受取人の故意による病气。 ●妊娠、出産、早産または流産およびこれらに起因する病气。 ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的他覚所見のないもの。 ●歯科疾病。 など
海外旅行 (補償の対象となる海外旅行の期間は最長90日となっております)	<b>賠償責任保険金 (最高3,000万円)</b>	海外旅行中に誤って他人を死傷させたり、他人の財物(レンタル業者から被保険者が賃借した旅行用品を含みます)を壊したため、法律上の賠償責任を負った場合。なお、会員が所有・使用または管理している物の損害に関する損害賠償責任はお支払いできませんが、以下の場合はお支払いします。 (イ) ホテルの客室ならびに客室内の動産(ただし、被保険者の居住施設内を除く) (ロ) 住居など居住施設内の部屋ならびに部屋内の動産(ただし、被保険者の居住施設内を除く) (ハ) レンタル業者から契約者または被保険者が直接使用した旅行用品または生活用品	1回の事故に ることによ (注) 賠償金 します。	つき賠償責任保険金額を限度として会員が負担す べった法律上の損害賠償金をお支払いします。 額の決定には事前に引受保険会社の承認を必要と	●公共団体の公権力の行使(TSA*)など *Transportation Security Administration テロ防止のために機内限りのスーツケースなどが、 公権力の行使により開けられた際の損害など ●携行品のかしままたは自然の消耗。 ●携行品の置き忘れ、紛失、または置き忘れ後の盗難。 ●被保険者本人以外が所有する携行品の損害(借用物や預り品など) ●山岳登山やヘリコプターなど危険な運動 行っている間の当該運動に用いる用具。 ●液体の流出。 ●外来の事故に起因しない電気的故障。 ●携行品が居住施設内のある間に 発生した事故。 ●保険の対象の機能に支障をきた さい損害 など
	<b>携行品損害保険金 (免責金額 3千円/1旅行中最高 30万円/年間限度額 100万円)</b>	海外旅行中に被保険者が所有し携行する身の回り品(カメラ、宝石、衣類など)が盗難、破損、火災などの偶然な事故により損害を受けた場合。(注) 現金、小切手、クレジットカード、コンタクト、レンズ、各種書類、設計書、図案、帳簿、運転免許証、商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等その他これに準ずる物などは対象となりません。	携行品1個また 緒費のいづれ 額をもって保 険・船舶の 損害について 費用または渡 被保険者の 信費を1回の (注) 1回の 事 身で負担	は1対について10万円を限度とし、時価額または修 かり低い額をお支払いします。ただし、携行品保険 金期間中1年間の支払いの限度とします。 乗車船券、航空券、宿泊券、観光券および旅行券の は5万円、バスボートの損害については旅券の再取得 航海の取得費用として最寄の在外公館所在地へ赴 交通費、領事館に納付した再発給手数料および電 事故について5万円を限度としてお支払いします。 故ごとに損害額のうち3,000円(免責金額)はご自 していただきます。	●公共団体の公権力の行使(TSA*)など *Transportation Security Administration テロ防止のために機内限りのスーツケースなどが、 公権力の行使により開けられた際の損害など ●携行品のかしままたは自然の消耗。 ●携行品の置き忘れ、紛失、または置き忘れ後の盗難。 ●被保険者本人以外が所有する携行品の損害(借用物や預り品など) ●山岳登山やヘリコプターなど危険な運動 行っている間の当該運動に用いる用具。 ●液体の流出。 ●外来の事故に起因しない電気的故障。 ●携行品が居住施設内のある間に 発生した事故。 ●保険の対象の機能に支障をきた さい損害 など
海外旅行	<b>救護者費用保険金 (保険期間中 最高200万円)</b>	海外旅行中に ①急激かつ偶然な外来の事故により遭難(行方不明を含みます)された場合。ただし被保険者の生死が確認できた 後に発生した費用は対象になりません。②傷害により、事 故の日からその日を含めて180日以内に死亡または7日 以上継続して入院された場合。③病気がもとで旅行終了後 30日以内に死亡された場合。ただし旅行中に医師の治療 を開始および継続して受けつづけた場合に限り、⑤発病 し医師の治療を受けて7日以上継続して入院された場合。	現地に赴く、 の費用を救護 とは、海外に ① 捜索救助費 金まで② 現 施設の客室料 (救護者3名まで、1名につき14日分まで)④ 現 地用⑤ 渡航手続費および現地での諸雑費(20万円限 内に伴う諸雑費として傷害または疾病治療費用保険 のべき費用は除きます)。	●被保険者または保険金を受け取 べき者の故意による事故。 ●危険な運動による事故。 ●無資格運転、酒酔運転・麻薬など 使用中に生じた事故(無資格・酒 酔運転による事故で死亡された 場合を除きます) など	
	<b>救護者費用保険金 (保険期間中 最高200万円)</b>	海外旅行中に ①急激かつ偶然な外来の事故により遭難(行方不明を含みます)された場合。ただし被保険者の生死が確認できた 後に発生した費用は対象になりません。②傷害により、事 故の日からその日を含めて180日以内に死亡または7日 以上継続して入院された場合。③病気がもとで旅行終了後 30日以内に死亡された場合。ただし旅行中に医師の治療 を開始および継続して受けつづけた場合に限り、⑤発病 し医師の治療を受けて7日以上継続して入院された場合。	現地に赴く、 の費用を救護 とは、海外に ① 捜索救助費 金まで② 現 施設の客室料 (救護者3名まで、1名につき14日分まで)④ 現 地用⑤ 渡航手続費および現地での諸雑費(20万円限 内に伴う諸雑費として傷害または疾病治療費用保険 のべき費用は除きます)。	●被保険者または保険金を受け取 べき者の故意による事故。 ●危険な運動による事故。 ●無資格運転、酒酔運転・麻薬など 使用中に生じた事故(無資格・酒 酔運転による事故で死亡された 場合を除きます) など	



海外旅行／航空便遅延費用

保険の対象者(被保険者)は基本カード会員ご本人様となります。  
海外旅行を目的にご住居(日本国内)を出発されたときから、ご住居にお戻りになるまで(日本出国の前日から入国の翌日まで)の最長90日間補償されます。

保険金の種類	保険金を支払う場合(支払責任)	支払われる保険金(費用の範囲)	保険金をお支払いできない主な場合
乗継遅延費用 (最高20,000円)	被保険者が航空便を乗り継ぐ場合において、乗り継ぎ地点へ到着する被保険者の搭乗した航空便の遅延によって乗り継ぎ地点から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空便に搭乗することができず、到着便の実際の到着時刻から4時間以内に出発便の代替となる他の航空便を利用できなかったとき。	① ホテル 乗継ぎ 空便が利 ホテルな ② 食事代 乗継ぎ 空便が利 食事代金 1回の到 着便の遅延について20,000円まで	
出航遅延、欠航、 搭乗不能費用 (最高20,000円)	被保険者が搭乗する予定だった航空便について、出航予定時刻から4時間以上の出航遅延、航空便の欠航もしくは運休または当該航空会社の搭乗予約受付業務のかしによる搭乗不能が生じ、当該航空便の出航予定時刻から4時間以内で代替となる他の航空便を利用できないとき。	① 食事代 出航地 便が利用 1回の出 航遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能 について20,000円まで	
受託手荷物遅延費用 (最高20,000円)	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が携行する身の回り品で、かつ、航空便の搭乗時に当該航空会社が運搬を受託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が予定していた目的地において費用を負担することによって損害を被ったとき。	① 衣類購 受託手荷 まれてい れらの衣 ※ 普段着 ② 生活必 受託手荷 需品(上 険者が当 し、また ※ メガネ 1回の受 ※ ①、② 託手荷物の遅延について20,000円まで とも荷物が届くまでに負担した費用に限り	●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 など
受託手荷物紛失費用 (最高40,000円)	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから48時間以内に、受託手荷物が予定した目的地に運搬されなかった場合に、当該受託手荷物は紛失したものと見なし、被保険者が予定した目的地において費用を負担することによって損害を被ったとき。	航空便が 内に被保 ①、②の 合は、荷 ① 衣類購 1回の受 ※ 受託手 それぞれ 両者の合 (6時間以 結果的に ※ ①、② 予定していた目的地に到着してから96時間以内で被保険者が予定していた目的地において負担した費用。ただし、96時間以内に荷物が届いた場合、お支払いする費用は算を限度額とします。 上—20,000円 48時間以上—40,000円 合計60,000円) とも荷物が届くまでに負担した費用に限り	

# キャンセル・プロテクション補償規定

## 第1条 (当社の支払責任)

- ①アメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc. (日本支社)(以下「当社」といいます)は、(a) カード会員、カード会員の配偶者またはカード会員の1親等以内の親族の死亡、傷害または疾病による入院、または、(b) カード会員、カード会員の配偶者またはカード会員の子供の傷害による通院、または、(c) カード会員の社命出張(以下この補償規定において「キャンセル事由」といいます)によって、カード会員が第3条(特定のサービスの範囲)に規定する特定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、カード会員またはカード会員の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対して、この補償規定に従い、補償金を支払います。
- ②この補償規定において入院とは、医師(カード会員が医師である場合は、カード会員以外の医師をいいます。以下この補償規定において同様とします)による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- ③この補償規定において社命出張とは、カード会員の勤務先の出張命令者の命令に従ってカード会員が勤務先業務のために出張することをいいます。
- ④第1項に規定するカード会員とカード会員以外の者との続柄は、キャンセル事由が生じたときにおけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内にカード会員が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じたときにおいてカード会員の配偶者であったものとみなします。

## 第2条 (カード会員の定義)

この補償規定におけるカード会員は、アメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カード基本カード会員および家族カード会員とします。

## 第3条 (特定のサービスの範囲)

第1条(当社の支払責任)第1項の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次の各号のいずれかに該当し、その料金を当社のアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カードにより支払ったものに限ります。ただし、カード会員の社命出張がキャンセル事由の場合には、勤務先の役員でないカード会員または個人事業主でないカード会員に対して提供される海外旅行契約に基づくサービスに限ります。

- (1) 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- (2) 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- (3) 航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送
- (4) 宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- (5) 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供
- (6) 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行

## 第4条 (キャンセル費用の範囲)

- ①第1条(当社の支払責任)第1項のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供を受けられない場合に、

取消料、違約料その他の名目において、当該サービスに係る契約に基づき、払い戻しを受けられない費用または支払いを要する費用をいいます。

- ②前項のキャンセル費用は、カード会員に対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、カード会員がサービスの提供を受けられなくなった場合において、カード会員に同行するカード会員の配偶者もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。
- ③第1項のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、カード会員に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用として当社が認める金額に限ります。

## 第5条 (サービスの提供される時期と支払責任の関係)

- ①当社は、次の各号に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り、補償金を支払います。
- (1) 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日からその日を含めて31日以内。ただし、カード会員の死亡の場合には、この限りではありません。
  - (2) 入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて31日以内
  - (3) 通院がキャンセル事由である場合には、通院を開始した当日
  - (4) 社命出張がキャンセル事由である場合には、社命出張の開始日から社命出張の終了日まで
- ②当社は、前項に規定する期間が始まる前または同項に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供を受けられた場合または受けられる場合には、補償金を支払いません。

- ③第3条(特定のサービスの範囲)のサービスのうち旅行に係るもので第1項に規定する期間内に旅行行程(旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます)が開始する場合には、同項に規定する期間が経過した後当該旅行行程が終了する場合であっても、当該旅行に係るサービスは、同項に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。

## 第6条 (キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係)

- ①当社は、第1条(当社の支払責任)第1項の特定のサービスを予約した後、当該サービスの提供を受ける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。
- ②前項の予約した日およびサービスの提供を受ける日が明確でない場合には、当社は、補償金を支払いません。

## 第7条 (キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係)

- ①当社は、2011年1月31日以前に、キャンセル事由の原因(カード会員、カード会員の配偶者、カード会員の1親等以内の親族またはカード会員の子供について、第1条(当社の支払責任)第1項の死亡、入院または通院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病をいいます。または、カード会員について、第1条(当社の支払責任)第1項の社命出張の直接の原因となった出張命令の発令をいいます)が生じていたためカード会員またはカード会員の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対しては、補償金を支払いません。

②前項の発病の認定は、医師の診断によります。

### 第8条 (補償期間と支払責任の関係)

当社は、この補償規定の補償期間中(2011年2月1日以降)にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。

### 第9条 (補償金を支払わない場合)

- ①当社は、第1条(当社の支払責任)第1項の特定のサービスが、カード会員の職務遂行に関係するものである場合には、補償金を支払いません。
- ②当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、補償金を支払いません。
  - (1) カード会員の故意
  - (2) 補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
  - (3) カード会員の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - (4) カード会員の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りではありません。
  - (5) カード会員が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます)を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
  - (6) 妊娠、出産、早産または流産による入院
  - (7) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚症状のないもの(原因の如何を問いません)
  - (8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)
  - (10) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - (11) 前3号の事故に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - (12) 第10号以外の放射線照射または放射能汚染

### 第10条 (補償金の支払額)

当社が支払うべき補償金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、第4条(キャンセル費用の範囲)に規定するキャンセル費用の額から、カード会員の自己負担額(1,000円または当該キャンセル費用の額の10%に相当する額のいずれか高い額をいいます。第14条(他の保険契約等がある場合の補償金の支払額)第2項において同様とします)を差し引いた額とします。

### 第11条

(カード会員1名あたりの支払補償金および補償金支払回数の限度)  
当社が支払うべき補償金の額は1年間を通じ、10万円をもって限度とします。ただし、キャンセル事由がカード会

員など、カード会員などの配偶者またはカード会員などの子供の傷害による通院の場合、1年間を通じ、3万円をもって限度とします。なお、キャンセル事由がカード会員などの社外出張の場合、1年間を通じ、補償金支払回数は1回を限度とします。

### 第12条 (損害防止義務)

- ①第1条(当社の支払責任)第1項のキャンセル事由が発生した場合には、カード会員または補償金を受け取るべき者は、遅滞なく、サービスに関する契約を解除する等キャンセル費用の発生を防止または軽減に努めなければなりません。
- ②カード会員または補償金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当社は、防止または軽減できたと認められる額を控除して補償金を支払います。

### 第13条 (回収金額の控除)

カード会員が負担したキャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金等の回収金があるときは、その額をカード会員が負担した第1条(当社の支払責任)に規定する損害の額から差し引くものとします。

### 第14条 (他の保険契約等がある場合の補償金の支払額)

①第1条(当社の支払責任)の損害に対して保険金等を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの補償規定または保険契約等について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を補償金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの補償規定の支払責任額}}{\text{他の補償規定または保険契約等がないものとして算出したそれぞれの補償規定または保険契約等の支払責任額の合計額}} = \text{補償金の支払額}$$

②前項の損害の額は、それぞれの補償規定または保険契約等にカード会員の自己負担額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い自己負担額を差し引いた額とします。

### 第15条 (当社の指定医による診察等の要求)

- ①当社は、第16条(事故等が発生した場合のカード会員の義務)第1項第1号の規定による通知または第17条(補償金の請求)第1項の書類を受け取った場合において、必要と認めたときは、当社が費用を負担して、当社の指定する医師によるカード会員、カード会員の配偶者、カード会員の1親等以内の親族またはカード会員の子供の身体の診察を行うことを、カード会員または補償金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします)等の関係者に対して求めることができます。
- ②前項の規定による当社の申出について、カード会員または補償金を受け取るべき者が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当社は、補償金を支払いません。

### 第16条 (事故等が発生した場合のカード会員の義務)

①カード会員または補償金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。第2項において同様とします)は、

## ショッピング・プロテクション補償規定

事故等（第1条（当社の支払責任）の特定サービスの提供を受けられなくなった場合をいいます）が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

- (1) 第1条（当社の支払責任）第1項に規定するキャンセル費用の発生日時およびその内容、サービスを予約した日、予約したサービスに係る契約の内容ならびにサービスが提供される予定であった日時を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
  - (2) 当社が、とくに必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当社が行う損害の調査に協力すること。
- ②カード会員または補償金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項に規定する義務に違反したときは、当社は、補償金を支払いません。

### 第17条（補償金の請求）

- ①カード会員または補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします）が補償金の支払いを受けようとするときは、補償金請求書および次の各号に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (1) 当社の定める事故状況報告書
  - (2) サービスに係る契約書または契約の事実を証明する書類
  - (3) カード会員が負担したキャンセル費用の額を証明する書類
  - (4) カード会員との続柄を証明する戸籍謄本等の書類
  - (5) 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡診断書または死体検案書
  - (6) 入院がキャンセル事由である場合には、入院日、入院日数および傷害または疾病の内容を証明する医師の診断書
  - (7) 通院がキャンセル事由である場合には、通院日、傷害の内容を証明する医師の診断書
  - (8) 社命出張がキャンセル事由である場合には、出張命令の事実を証明する書類
  - (9) 死亡または入院の直接の原因が疾病であるときは、その疾病が2011年2月1日以降に発病していることを証明する医師の診断書
  - (10) 当社がカード会員の病状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ②当社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。
- ③カード会員または補償金を受け取るべき者は、前2項の書類の他、当社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ④カード会員または補償金を受け取るべき者が前3項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、補償金を支払いません。

カード会員であるあなた（以下「あなた」といいます。）には、アメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カード（以下「カード」といいます。）を使って購入した商品（以下「商品」といいます。）の偶然な事故による損害について、商品購入日から90日間補償する保険がつきます。ただし、補償額はカード会員1名につき年間最高500万円まで、またこの<ショッピング・プロテクション>全体で年間最高10億円が限度となっています。補償内容は損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」といいます。）とアメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc.（以下「アメリカン・エクスプレス」といいます。）が締結した保険契約によりますが、以下その主な内容をご案内します。

### 補償を受けられる人

この保険によって補償を受けられるのは、日本円で支払いをされるすべてのアメリカン・エクスプレスのカード会員の方がたです。また、あなたが商品を他の方にギフトとして贈られた場合も、この保険契約に基づく補償の対象となります。（ご注意）この保険は、商品についての他の保険、共済等（以下「他の保険、共済等」といいます。）でカバーされない部分を補償することを目的としています。商品に損害が発生したとき、請求が可能な他の保険、共済等がある場合は、まずそちらにご請求くださると同時に、アメリカン・エクスプレス保険ホットラインまでご通知ください。他の保険、共済等からの回収金額が損害額に満たない場合、この保険はその差額を保険契約の内容に基づき支払います。

### 特典の譲渡禁止

この保険によりあなたが受ける特典は、損保ジャパンの書面による事前の承諾なしには他人に譲渡できません。損保ジャパンの承諾なしに譲渡が行われた場合は、この保険によるすべての補償は無効となります。

### 補償期間

この保険は、あなたが商品をカードで購入された日からその日を含めて90日以内に生じた損害について有効です。また、この購入が上記の保険期間内になされたものであれば保険期間終了後であっても、購入日から90日間の損害については補償されます。なお、商品を発送などにより受領する場合は、受領した時から90日間の損害について補償されます。

### 補償の限度

損保ジャパンが補償する金額は、あなたがカードで購入された商品の代金で、カード代金請求書あるいは購入店の領収書に記載された金額が限度となります。また、修理可能な損害については、商品購入代金を限度として修理代金実費が補償額となります。あなたが商品の代金の一部のみをカードを使って支払われた場合は、損保ジャパンの補償する金額は、その商品の代金に対するカードによる支払額の割合を乗じた金額となります。一対あるいは一組のものからなっている場合は、それらが単独では使用不可能あるいは交換不可能でない限り、損害部分の価値を超えては補償されません。ただ

し、いずれの補償でも1回の事故について1万円の免責が適用されます。

### この保険による補償の対象とならない主な場合

- (1) 次に掲げる損害は、補償の対象になりません。
  - a. 会員または保険金を請求する方の故意
  - b. 台風、豪雨などによる洪水などの水災、もしくは地震に起因する損害
  - c. 戦争、侵略行為、戦闘行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違法行為に起因する損害
  - d. 通常の使用による損耗損傷、核燃料物質による汚染、商品のかし(いわゆる不良品)に起因する損害
  - e. 置き忘れ、紛失に起因する損害
  - f. 運送中の破曲損
- (2) 次に掲げる物は、補償の対象になりません。
  - a. 現金、有価証券、預貯金証書、旅券、印紙、切手、乗車券などあらゆる種類のチケット、その他これらに類するもの
  - b. 動物および植物などの生物
  - c. 船舶(注1)、航空機および自動車(注2)ならびにこれらに装着されている状態の付属物  
(注1) ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含みます。  
(注2) 自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。
  - d. 被保険者の詐欺行為によって取得した商品
- (3) 上記に加え次の場合も補償の対象になりません。
  - a. 商品の誤った使用によって生じた損害
  - b. 意図的に被保険者が虚偽あるいは不正の補償請求を行った場合
  - c. 保険の対象の修理、加工後の損害など、修理・清掃などの作業中における過失による損害
  - d. 保険の対象の電氣的・機械的事故
  - e. 商品以外の費用(商品購入に付帯して生じた配送費など)
  - f. 合計カード購入金額が1万円以下の場合
  - g. 保険の目的の平常使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の目的ごとに、その保険の目的が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

その他、補償内容の詳細については

アメリカン・エクスプレス保険ホットライン

【0120-234586/通話料無料/9:00から17:00/土日祝休】  
までお問い合わせください。

### 損害発生の際の補償請求などについて

- (1) 損害発生の日から遅滞なくアメリカン・エクスプレス保険ホットライン(0120-234586/通話料無料/9:00から17:00/土日祝休/引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社)に連絡をとり「保険金請求書」を入手するとともに、手続きについてお問い合わせください。
- (2) 損害保険ジャパンより送付された「保険金請求書」に必要な事項をご記入のうえ署名して、売上票、領収書その他損害

を立証するため必要な書類(羅災証明、盗難届出証明、修理見積書あるいは請求書、全損証明書など)を添えて損害保険ジャパンに、遅滞なくご提出いただくことが必要です。

- (3) 損害保険ジャパンは必要に応じて、損害を受けた商品を損害保険ジャパンの指定する場所にお送りいただくよう依頼をすることがあります。お送りいただく際の送料は損害保険ジャパンの負担とします。また、損害保険ジャパンは現金による支払いをいたしますが、上記補償の限度額を超えて補償されることはありません。

### 代位

損害が第三者の行為によって生じた場合において損害保険ジャパンがこの保険による補償を支払ったときは、損害保険ジャパンは損害を受けた商品およびあなたが第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度として取得します。

### 損害防止義務

カード会員は、事故が生じたときの損害発生の防止および軽減に努めなければなりません。

### 準拠法

この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行なわれたものであり、カード会員が損害保険ジャパンに対し補償の請求を行う場合も日本国の法令の適用があります。

この補償規定は重要ですから大切に保管してください。ただし、これは、保険証券ではありません。保険証券は、アメリカン・エクスプレスに保管されております。

\*本内容はあくまで概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、動産総合保険普通保険約款および特約の規定に基づきます。

### <事故のご連絡先>

アメリカン・エクスプレス・保険ホットライン

0120-234586(通話料無料/9:00~17:00/土日祝休)、  
(書類のご返送先/引受保険会社内)

〒164-8608 東京都中野区中野4-10-2

中野セントラルパークサウス5階

損害保険ジャパン株式会社

本店企業保険金サービス部

本規定の内容は2020年8月現在となります。

# リターン・プロテクション規定

## 1. 概要

アメリカン・エクスプレス（以下「当社」といいます）のアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カード（以下「カード」といいます）会員（以下「会員」といいます）の方には、個人利用目的のためにカードを使って購入代金の全額を支払って購入した商品について、本規定に基づいてリターン・プロテクションのサービスが提供されます。このサービスに基づき、会員がカードで購入し、未使用かつ故障・損傷なく正常に機能する商品を購入店に返品しようとした際、購入店が返品を受け付けられない場合に限り、購入日から90日以内に会員が当社に連絡することにより商品を当社に返却できます。当社は、商品の購入金額、海外利用の場合はお支払いをいただいた日本円相当額をカード会員口座に払い戻します（現金での払い戻しはいたしません）（1商品につき最高3万円まで、1会員口座（家族カードも含む）につき年間最高15万円まで）。

## 2. サービスを受けられる人

このサービスを受けられるのは、日本円で支払いをされる会員本人で、払い戻し申請時点において会員資格をお持ちの方です。また、払い戻し申請時に、会員の所有するカード会員口座の1つまたは複数の締切日に対する利用代金の支払いが遅延している場合、このサービスを受けることはできません。

## 3. 重要事項

- (1) このサービスは、会員が商品を購入店に返品できない場合に限り利用できます。
- (2) このサービスは、当該商品についての他の保険・保証等が適用されない場合に利用できます。小売店から購入した商品のうち、リターン・プロテクションで規定されている金額と同額またはそれ以上の金額が保証される返品規定が適用されるものについては、適用対象外となります。
- (3) 会員から当社に商品が返送された時点で、商品の所有権が当社に移転することを、会員は予め承諾するものとします。
- (4) このサービスおよびこれに基づく払い戻し請求は、カード会員規約に基づく会員のカード利用代金を決済する責任を免除するものではありません。

## 4. サービス対象期間

このサービスを受けるためには、会員が商品を購入店に返品しようとし、購入店が返品を受け付けられない場合に、購入日（通信販売の場合は、商品受領日）から起算し、90日以内に会員が当社に連絡し購入商品の返品の希望を申し出ることが必要です。

## 5. 払い戻しの限度

払い戻しは、1商品につき最高3万円まで、1会員口座（家族カードも含む）につき年間（1月1日～12月31日申請日を基準）最高15万円相当までとし、5千円相当未満の購

入金額の商品に対しては適用されません。

## 6. 対象商品

対象商品は未使用かつ良好な状態で、正常に機能する物に限りです。（故障・損傷等欠陥のある商品は対象となりません）商品はカードで購入したもので、その購入代金の全額がカード会員口座に請求されている必要があります。

## 7. 適用対象外となるもの

- ・動物および生きている植物
- ・同じものが二つとない商品（骨董品、美術品、特注品、名入れした品および毛皮を含む）
- ・全額をカードで支払っていない商品
- ・閉店セールの商品
- ・消耗品および生鮮食品
- ・貴金属および宝石
- ・サービス（取付費用、保証料、送料、または会費等適用対象商品を補助するものを含む）
- ・希少硬貨
- ・使用済み、組立て済み、および修繕済みの商品
- ・携帯電話
- ・自動車、オートバイ、モーターボート等、原動機で動く乗用具、その部品および付属品（カーナビシステム、A/V機器等）
- ・土地および建物
- ・有価証券（約束手形、切手、および旅行小切手等）
- ・現金、現金同等物、およびチケット類
- ・オーディオ、ビジュアル、およびパソコン等のソフトウェア、オンラインコンテンツ、書籍
- ・ヘルスケア商品
- ・家、事務所、乗り物に恒久的に取り付ける商品（車庫開閉装置、車の警報装置等）

## 8. 補償請求方法

払い戻し請求をするには、以下の手続きが必要です。

- (1) まず、申請用紙を請求してください。申請用紙の請求は、購入日から90日以内に、リターン・プロテクション係0120-090151（通話料無料／9:00～17:00／土日祝休）までご連絡ください。折り返し申請用紙をお送りいたします。
- (2) 申請用紙に必要事項をご記入のうえ、領収書、カードの売上票の控え、および当社が必要と認めた他の書類等を添付して30日以内にご返送ください。
- (3) 当社においてサービスの対象となるかどうかについて審査します。申請が承認されたら、30日以内に商品を当社の指定先にご返送ください。その際は、郵送／配送受領証等は大切に保管しておいてください。返送した商品が到着しなかった場合に、返送したことを証明するものとして必要になります。返品の配送手数料および返送料はお客様のご負担となりますのでご了承ください。
- (4) 当社より会員のカード会員口座に第5条の払い戻し限度かつ購入金額を限度とする金額を戻します。お戻した金額は、その範囲内で他のカード利用代金等と相殺されます。直接現金での払い戻しはいたしません。

後日ご利用明細書に記載されますのでご確認ください。

## オーバーシーズ・アシスト規定

### 9. その他

- (1) 当社は、このサービスを第三者を通じて会員に提供する場合があります。
- (2) 本規定に定めのない事態が生じた場合は、当社が信義に反せず誠実に取り扱いを決定します。
- (3) 当社は、相当の期間を定めて会員に事前に通知することにより、このサービスの提供を中止する場合があります。
- (4) 当社は、このサービスの内容および本規定を随時変更することができるものとします。

### サービスの名称

この規定に基づき提供されるサービスは、アメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カードの会員に提供される<オーバーシーズ・アシスト>と称し、これらを以下「サービス」といいます。

### サービスの対象

この「サービス」は、日本在住の日本円で支払いをされる基本カード会員および家族カード会員に対して提供されます。また、日本国外を旅行される上記のカード会員に同行されるご家族（配偶者、お子様等生計を共にする親族「生計を共にする」とは健康保険証を共有しているか、税法上扶養関係にあること）にも適用されます（以下「有資格者」とします）。

カード会員もしくは旅行のカード会員に同行する有資格者がこのサービスを利用するには、カード会員のアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カードが有効であることが条件となります。

### サービスの概略

この「サービス」は、カード会員および有資格者なら海外で日本語により、24時間365日いつでも、フリー・ダイヤルもしくはコレクト・コールで世界のほとんどの国でご利用になれます。

この「サービス」は、地域により、アメリカン・エクスプレスを代行する日本エマージェンシーアシスタンス株式会社（EAJ）によって提供されます。

サービスの詳細は、次のとおりです。

### A. 海外情報サービス

- 旅行関連サービス
- 航空券の予約、発券の手配、予約の再確認、変更
- ホテル等宿泊施設の紹介、予約、取消
- レンタカー／リムジン・サービスの案内、予約、取消
- ローカル・ツアーの案内、予約、取消
- レストランの案内、予約、取消
- ゴルフ・コースの案内、予約、取消
- 主要都市でのミュージカル等のチケットの案内
- 天気予報
- パスポート、査証、予防接種等についての案内
- 最寄りの日本大使館、領事館の案内
- カード紛失・盗難の処理、再発行の手続き
- パスポート、所持品の紛失・盗難時のサポート
- フラワー・デリバリー・サービスの手配
- その他のカードに関する問い合わせ
- 電話による簡単な通訳サービス（ビジネス等の場合を除きます）
- 通訳派遣のアレンジメント
- 緊急メッセージの伝言サービス
- 医師、歯科医、病院、弁護士を紹介
- カードに付帯される海外旅行傷害保険の保険金請求のお手伝い

## B. 緊急支援サービス

### Ⅰ. メディカル・サービス

#### 1. 電話医療相談サービス

ご旅行中、熱が出たり、腹痛等身体の調子が悪くなったとき、お電話をくだされば、経験豊富な医師、看護師が、24時間体制で、適切なアドバイスをいたします。

#### 2. 病院紹介サービス

病気やケガに遭われた場合、最寄りの最適な医師あるいは医療施設の情報（住所、電話番号、診療時間等）をお知らせします。その際、可能であれば日本語のわかる医師をご紹介いたします。

#### 3. 病院の予約および入院の手配サービス

医師あるいは医療施設が予約を受け付ける場合、予約の手配を行います。また、緊急を要する場合などには、入院の手配を行います。

#### 4. テレフォン・アシスト・サービス

日本語がわからない医師の場合、電話でアシストいたします。

#### 5. 医療機関への信用保証サービスおよび資金援助サービス

海外の病院においては、治療を行う前に金銭上の信用の問題で治療を拒否するケースがあります。このような事態には次のように対応をいたします。

- (1) 現地の医師および医療施設に対して、このサービスをご利用になっている方がアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カード会員および有資格者であり、〈オーバーシーズ・アシスト〉の緊急支援サービスが日本エマージェンシーアシスタンス株式会社(EAJ)により提供されていることを伝えます。
- (2) 現地の医師または医療施設が、事前の支払いもしくは保証金の支払いがない場合にはカード会員または有資格者に対する必要な治療を拒否するといった事態には、カード会員の承認を得たうえで、5,000US\$までお立替えて支払いをいたします。もしカード会員または有資格者が意識を失っており、〈オーバーシーズ・アシスト〉センターが必要と判断した場合には、カード会員に代わって現地の医師または医療施設に支払います。これらの費用は、後ほど通常のカードご利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。
- (3) アメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カード付帯の海外旅行傷害保険被保険者の方については、その補償範囲まで支払いに問題がないことを〈オーバーシーズ・アシスト〉センターが現地の医師もしくは医療施設に対して保証いたします。また必要に応じて、事前の支払いまたは保証金の支払いをいたします。これらの費用は付帯の海外旅行傷害保険より清算されます。ただし、お立替えた費用を含む費用の総額で付帯の海外旅行傷害保険の保険金を超える額についてはカード会員ご自身の負担となります。
- (4) メディカル・サービスをご利用になっているカード会員または有資格者よりアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カードに付帯する海外旅行傷害保険以外の保険を契約している旨連絡があった場合、〈オーバーシーズ・アシスト〉センターは現地の医師や医療施設に対して当該保険会社へ請求書を送るよう交渉いたします。そのように取り計らってく

れない場合には、その場で支払う代わりに、カード会員または有資格者に対して請求書、診断書等保険金の請求に必要な書類を手渡すよう依頼いたします。

#### 6. 緊急移送サービス

〈オーバーシーズ・アシスト〉センターの指定医と実際に治療にあっている医師とが協議のうえで、医療上の観点から転院または日本の医療施設への移転が望ましいと判断された場合は、転院や帰国のための手配を無料で行います。手配以外の費用はカード会員の負担となります（ただし、付帯の海外旅行傷害保険の被保険者はその保険金の限度額まで補償されます）。

#### 7. 医療関連の派遣サービス

病気やケガがひどく、カード会員または有資格者の方が医師または医療施設まで行けない場合は、〈オーバーシーズ・アシスト〉センターはその場所まで医者や医療チーム、または救急車を派遣いたします。手配以外の費用はカード会員ご自身の負担となります（ただし、付帯の海外旅行傷害保険の被保険者はその保険金の限度額まで補償されます）。

#### 8. 治療経過・管理サービス

長期の入院等、治療経過の管理が必要な場合には、適切な治療がなされているか、治療されたかどうか等〈オーバーシーズ・アシスト〉センターの指定医がその後の治療状況をチェックいたします。そして必要な場合は治療方法の変更もしくは転院のご相談をさせていただきます。

#### 9. ご家族への緊急事態連絡サービス

入院されたカード会員もしくは有資格者へ〈オーバーシーズ・アシスト〉センターでは、ご家族、近親者、ビジネス関係者への連絡をご希望になるかどうかをおたずねし、ご希望の場合には最善を尽くしてご連絡をいたします。ただし、カード会員に代わってお伝えした情報によって万一損失が生じた場合にも、アメリカン・エクスプレスおよび〈オーバーシーズ・アシスト〉センターでは一切責任を負いません。

#### 10. 帰国手配サービス

日本の医療施設へ移る場合の帰国手配を行います。

#### 11. 遺体送還

万一、カード会員または有資格者がお亡くなりになったときには、ご遺体を日本へ移送するための手配を無料で行います。手配以外の費用は、カード会員の負担となります（ただし、付帯の海外旅行傷害保険の被保険者は、その保険金の限度額まで補償されます）。

### Ⅱ. リーガルアシストサービス

#### 1. 緊急時に弁護士を紹介いたします。

2. もしカード会員または有資格者が交通事故か行政手続きの違反等により拘留された場合、〈オーバーシーズ・アシスト〉センターは最高1,000US\$を限度として保釈金を立替払いいたします。これらの費用は、後ほど通常のカードご利用代金と同様の方法でお支払いいただけます。
3. 弁護士費用として一件につき1,000US\$を限度としてお立替えいたします。この費用は、後ほど通常のカードご利用代金と同様の方法でお支払いいただけます。
4. 必要に応じて、〈オーバーシーズ・アシスト〉センターは日本語通訳派遣のアレンジをいたします。（通訳者の



費用については別途見積りいたします) なお、通訳者の費用はカード会員のご負担となります。

### Ⅲ. その他のサービス

<オーバーシーズ・アシスト>センターは、その他カード会員が希望されるサービスを提供できるように努力いたします。

ただし、この規定に明記されていないサービスに関しては、ご要望に沿えない場合があります。また、この規定に明記されていないサービスに要する費用は、カード会員のご負担となります(そのサービスに要する費用については、見積りをいたします)。

#### サービスご利用の場合の条件と制限事項

- <オーバーシーズ・アシスト>センターへコレクト・コール(またはフリー・ダイヤル)される際には、アメリカン・エクスプレス・スカイトラベラー・プレミア・カード会員番号が必要ですので、前もってご用意ください。また、連絡のための電話番号、正確な所在地も必要です。
- このサービスは、一定の国においてはご利用できないこともあり、また天災、戦争、社会不安、労働争議、資材、サービスの入手困難、その他の不可抗力により提供できない場合があります。詳細につきましては、メンバーシップ・サービス・センターまで0120-010120(通話料無料)、海外からは81-3-6625-9100(コレクト・コール)へお問い合わせください。
- 電話による簡単な通訳サービスは、カード会員がその場にいることが前提条件となります。メッセージの伝言サービスにはご利用いただけません。
- メッセージの伝言サービスは、緊急の場合、または何等かの理由で電話連絡がとれない場合等に限定させていただきます。また、業務上のご連絡には利用いただけません。
- アメリカン・エクスプレスは<オーバーシーズ・アシスト>センターあるいは医療、歯科医療、法律上、その他のサービスの提供者の行為については責任を負いません。
- 緊急支援サービスのうち、費用の負担が不要であることが明記されているサービスを除き、<オーバーシーズ・アシスト>のご利用に際して要する費用はカード会員のご負担となります。
- 海外旅行傷害保険の適用には、公共交通乗用具のチケットあるいは、パッケージ・ツアーをアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カードで購入されたことの証明が必要となります。売上票のお客さま控えを大切に保管してください。
- 本規定が定めるサービスをご利用いただくにあたり、不正や偽造による行為がなされた場合には、本規定のサービスは提供できません。
- 本規定が定めるサービス内容は予告なく変更される場合もございますので、予めご了承ください。
- トールフリーダイヤル、コレクトコールご利用時のホテルでの電話回線料や携帯電話等のローミング料金、コレクトコールやフリーダイヤルが利用できない場合は、会員様のご負担となりますのでご了承ください。

